

一関地区広域行政組合議会会議録

令和7年7月31日招集
第59回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び開議宣言	8
会議録署名議員の指名（猪股晃君・那須勇君・小野寺道雄君）	9
会期の決定	9
請願第1号 「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書	9
一般質問	14

☆ 沼 倉 憲 二 君	14
-------------	----

1 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場について

人口減少が進み、ごみの分別・リサイクルが浸透する中で、今後のごみの処理量は減少するものと見込まれる

(1) ごみ処理量の今後の見通しは

(2) 減少すると見込まれるごみ処理量を施設整備費や運営費にどのように反映し対応しようとしているのか

(3) 最終処分場の2次選定の15か所に入っていなかった千厩字北ノ沢ほかは、その後の選定条件の変更で最終的に建設予定地となったが一連の経過を見ると選定手順に問題がなかったか、また最終決定の経過記録を公表すべきではないか

(4) 建設予定地の千厩字北ノ沢ほかは、4か所の候補地の中で、運搬距離が最も長く、国道を經由し市街地を通るコースとなっているなど経費や沿線の地域への影響を考えると、長期にわたり住民の財政的、精神的な負担が大きいと考えるがいかがか

2 介護保険事業について

(1) 介護保険事業は運営や事務を一部事務組合が共同処理しており、県内で同一の内容となっているが、介護保険料の軽減や独自のサービスの提供など当組合の独自の取組の内容と今後の対応をどのように考えているか

(2) 特に重要と思われる介護人材の確保のためどのような対応をしているのか、また、見通しはどうか

(3) 国では要介護度により利用できる介護サービスの見直しが議論されているが、利用者への影響はないか、また、地域包括支援センターやケアマネージャーはサービス見直しへどのような対応が見込まれるか

☆ 齋 藤 禎 弘 君	23
-------------	----

1 介護保険事業について

介護では、提供体制の崩壊という介護制度の危機が進行している

ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退・廃業・倒産が続出しており、特に、政府が2024年度から訪問介護の基本報酬を削減したことが大打撃となっている

地方では、介護事業所が1か所もない市町村が出てきており、保険料・利用料を払っても、「人材・事業所がないため、介護サービスが受けられない」という危機的事態に陥っている

- (1) 介護保険料の滞納状況と差押処分について、保険料の段階別の状況について、近年の動向と併せて伺う
- (2) 介護施設や介護サービスの利用料を滞納した場合の組合としての支援策について伺う
- (3) 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を使う場合の併給調整の実態について伺う
- (4) 介護サービスが必要とされる住民に、必要とされるサービスや希望するサービスが提供されているのか組合の認識を伺う
- (5) 特別養護老人ホームの入所待機者の推移について伺う
- (6) 特別養護老人ホームの入所待機者の解消のため、施設を増設するべきと考えるが、組合の考えを伺う
- (7) 2024年4月からの訪問介護の報酬削減による影響について、組合としてどのような認識か伺う
- (8) 管内の訪問介護事業者の収益状況について、組合の認識について伺う
- (9) 介護人材確保のため、募集に係る経費や、職員の賃金の補填などの支援策を取るべきと考えるが、いかがか伺う

☆ 千葉栄生君……………36

1 新最終処分場への対応について

建設予定地への住民理解を得て進めるとしているが、近隣住民から生活環境への不安が解消されていない、このまま建設されては困るなどの不安の声が寄せられている

そこで、住民理解促進への取組について伺う

- (1) 住民理解を得るため施設構造や施設周辺（取付道路を含む）の見直しが必要と考えるが検討しているか
- (2) 住民との意見交換の開催を検討または予定されているか

2 一般廃棄物の減量化への取組について

リサイクルや分別は、構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、資源化と減量化を推進するとしていることから以下の点について伺う

- (1) 資源化とごみ減量化を推進する取組状況は
- (2) コンテナ等回収実証事業の検証状況は

報告第1号	令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について…	46
報告第2号	令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の精算の報告について……………	46
認定第1号	令和6年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について……………	46
認定第2号	令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	46
議案第6号	令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）……………	58
議案第7号	令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	58

第 59 回 定 例 会 日 程 表

令和 7 年 7 月 31 日

日次	月日	曜日	開議時間	会 議 別	議 事
1	7 月 31 日	木	午前 10 時	本 会 議	会議録署名議員の指名 請願審査特別委員会委員長報告 会期の決定 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
請願第 1 号	「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書	7月31日	不 採 択
報告第 1 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について	7月31日	議決不要
報告第 2 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の精算の報告について	7月31日	議決不要
認定第 1 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	7月31日	認 定
認定第 2 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7月31日	認 定
議案第 6 号	令和 7 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）	7月31日	原案可決
議案第 7 号	令和 7 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	7月31日	原案可決

受理した議案

- | | |
|---------|---|
| 報告第 1 号 | 令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について |
| 報告第 2 号 | 令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の精算の報告について |
| 認定第 1 号 | 令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2 号 | 令和 6 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第 6 号 | 令和 7 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 7 号 | 令和 7 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	請願第 1 号	「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書
日程第 4		一般質問
日程第 5	報告第 1 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について
日程第 6	報告第 2 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の精算の報告について
日程第 7	認定第 1 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 2 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	議案第 6 号	令和 7 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	議案第 7 号	令和 7 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和7年7月31日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和7年7月3日
告示番号 第50号
招集日時 令和7年7月31日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（17名）

1番 千葉多嘉男君	2番 千葉栄生君	3番 岩渕典仁君
4番 齋藤禎弘君	5番 菅原行奈君	6番 猪股晃君
8番 那須勇君	9番 岩渕優君	10番 門馬功君
11番 佐々木久助君	12番 小野寺道雄君	13番 沼倉憲二君
14番 佐藤敬一郎君	15番 千葉大作君	16番 武田ユキ子君
17番 真篋光幸君	18番 千田恭平君	

欠席議員（1名）

7番 千葉信吉君

職務のため出席した職員

議会事務局長	細川了子	議会事務局次長	畠山学
議会事務局長補佐	栃澤嘉幸		

説明のため出席した者

管理者	佐藤善仁君	副管理者	青木幸保君
副管理者	石川隆明君	広域行政組合事務局長	佐藤正幸君
介護保険担当参事	山形雅彦君	環境衛生担当参事	菅原稔君
広域行政組合事務局次長 兼介護保険課長	及川久美子君	広域行政組合事務局次長 兼一関清掃センター所長	菅原彰君
総務管理課長	西山朋志君	一関西部地域包括支援 センター所長	小野寺久美君
一関東部地域包括支援 センター所長	佐藤恵美君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	蜂谷敏志君
介護福祉主幹	菅野文子君	環境衛生主幹	伊藤正幸君
会計管理者	中村由美子君	監査委員	及川弘人君
監査委員事務局	及川和美君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第59回広域行政組合議会定例会

令和7年7月31日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（千田恭平君） ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達していますので、令和7年7月3日一関地区広域行政組合告示第50号をもって招集の、第59回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

千葉信吉君から本日の会議に欠席の旨、届出がありました。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案6件、討論通告書2件、請願審査終了報告書1件を受理しました。

次に、沼倉憲二君ほか2名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、沼倉憲二君から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、及川監査委員ほか1名から提出の監査報告書5件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（千田恭平君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（千田恭平君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議長（千田恭平君） 次に、人事紹介について、管理者から申出がありますので、この際、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 4月1日付人事異動により異動した職員を紹介いたします。

事務局次長兼介護保険課長、及川久美子です。

（事務局次長兼介護保険課長、挨拶）

総務管理課長、西山朋志です。

（総務管理課長、挨拶）

以上で職員の紹介を終わります。

議長（千田恭平君） 次に、議会事務局の職員を紹介します。

議会事務局長の細川了子であります。

（議会事務局長、挨拶）

次長兼庶務係長の畠山学であります。

（次長兼庶務係長、挨拶）

調査係長の千葉功一であります。

（調査係長、挨拶）

議会事務局主任主事の菊池可奈子であります。

（議会事務局主任主事、挨拶）

議長（千田恭平君） 以上で人事紹介を終わります。

議長（千田恭平君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（千田恭平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を3名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

6 番 猪 股 晃 君

8 番 那 須 勇 君

12 番 小野寺 道 雄 君

を指名します。

議長（千田恭平君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（千田恭平君） 日程第3、請願第1号、「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書を議題とします。

請願審査特別委員長の報告を求めます。

沼倉請願審査特別委員長。

請願審査特別委員長（沼倉憲二君） 報告いたします。

3月21日の第58回定例会において、請願審査特別委員会が設置され、付託されました請願の審査が終了しましたので、その経過並びに結果を報告します。

付託された請願は、請願第1号、「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願です。

この請願審査のため、3月21日、4月15日、5月9日、7月1日、7月16日に委員会を開催しました。

3月21日の委員会において、正副委員長の互選を行い、委員長には本員が、副委員長には千葉信吉委員が選任されました。

4月15日の委員会では、紹介議員の出席を求め、請願趣旨の説明を受け質疑を行いました。

5月9日の委員会では、請願者3名に参考人としておいでいただき、質疑を行いました。

7月1日の委員会では、広域行政組合事務局長の出席を求め、質疑を行いました。

7月16日の委員会では、意見交換を行いました。

本特別委員会は議長を除く17人で構成されたものであることから、会議内容の報告につきましては割愛いたします。

次に、審査の結果であります。採決を行ったところ、請願第1号は賛成者少数で不採択とすべきものと決しました。

以上が、本請願審査特別委員会における審査の経過と結果であります。

議長（千田恭平君） お諮りします。

委員長報告に対する質疑は、議長を除く17名による特別委員会において慎重審査をしておりますので、これを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議ありませんので、これを省略することに決定しました。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

請願第1号に賛成者の発言を許します。

3番、岩渕典仁君。

- 3 番（岩渕典仁君） 私は、ただいま提案されております請願第1号「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書について、賛成の立場から討論をいたします。

まず初めに、一関地区広域行政組合、以下、広域組合とします。管内に新しい最終処分場の整備が必要であることは十分に認識をしています。

しかし、それはあくまでも住民とともに考え、ともに決定するべきものであり、建設予定地が地域に分断や混乱をもたらしてはなりません。

建設予定地の北ノ沢地区は、近年、若者たちの定住促進、農業振興など地域発展に向けた住民の努力が続けられている場所です。そうした地域の将来像に逆行するような北ノ沢地区周辺への最終処分場建設は、地域の活力を損なう恐れがあります。

住民団体による最終処分場の勉強会において、一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会委員の一人は、最終候補地で残った数か所の現地視察の中で千厩字北ノ沢の視察を行った際に、千厩字北ノ沢は自然度が高いだけでなく、候補地の沢の直下に新興住宅地が隣接していたので、千厩字北ノ沢は間違いなく外れるだろうと思ったと述べられています。

また、専門である生態系の観点からすると、千厩字北ノ沢はポテンシャルが高く、最終処分場になることで将来的に遮水シートの損傷の危険性もあり、沢への塩類等の流出が危惧されるため、選定委員として残念に感じると述べられていました。

仮に最新の技術や万全の対策を講じたとしても、最終処分場という施設の性質上、周辺の住民が抱く不安を完全に払拭することは困難と考えます。

今回の請願審査の論点は、新最終処分場建設予定地とされている千厩字北ノ沢が地域住民の理解が得られているかであります。

令和4年3月23日に一関地区広域行政組合議会は、議長を除く17人中16名の賛同を受け附帯決議をしました。その内容は、建設予定地、建設設定の経過、新処理施設、新最終処分場の検討状況について、現段階では地域住民から十分な理解を得られないことから、広域組合はより一層地域住民へ十分な説明を行い理解が得られるよう努力すべきであり、下記事項について一層の取組を行うべきである。記、一般廃棄物処理施設整備事業費におけるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備及び一般廃棄物最終処分場整備について、予算の執行に当たっては協働による地域づくりとなるよう慎重に検討すること、また、関連事業については地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえ理解を得て実施すること、以上が我々の附帯決議です。

我々が附帯決議した、地域の意向を踏まえ理解を得て実施することは実施されているでしょうか。私は十分にされているとは思いません。

事実として、一つ、令和4年9月、子ども達の未来と環境を守る会から総計5,000筆以上の署名を添え、新最終処分場建設候補地の変更を求める請願の提出、一つ、令和5年11月、子ども達の未来と環境を守る会から住民監査請求、また、翌年1月の再監査請求、一つ、令和6年4月、子ども達の未来と環境を守る会から公金支出差止等請求事件についての住民訴訟、一つ、今回、3つの団体から組織するWHY HERE（なぜ北ノ沢に！）プロジェクトから総計4,617筆に及ぶ署名を添え、新最終処分場建設予定地とされている千厩字北ノ沢の撤回を求める請願書の提出等が地域住民などからされています。

さらに、令和5年度広域組合決算審査意見書において、監査委員より最終処分場について、建設候補地周辺の住民や地権者に向け、丁寧な説明と情報発信に努められたいと審査意見が出されています。

今こそ、地域住民の理解なくして持続可能な施設運営は成り立たないという基本に立ち返るべきではないでしょうか。

さて、今回の審査特別委員会において、広域組合の候補地選定過程において新たに幾つかの疑義が生じました。

主な点として1つ目は、土地情報の提供です。平成30年3月、第1回選定委員会では、用地提供要望等の意向調査について広域組合は想定していないとしていましたが、平成30年9月、第4回選定委員会では、広域組合は住民からの土地情報の提供について評価の対象にしたいと変更しました。土地情報の提供のない評価がない状況では、千厩字北ノ沢は二次選考の段階で除外される評価点数でありました。しかし、土地の情報提供があったことから千厩字北ノ沢は加点され、二次選考に残ることになりました。

請願審査特別委員会で、土地の情報提供の変更理由について広域組合に質疑したところ、裁判係争中であるため回答を差し控えるとして残念ながら説明がされませんでした。

そもそも、広域組合が情報提供を求める理由は、土地取得の容易性として情報提供を受けることで地域の理解や地元の協力体制が把握できるとしています。しかし、千厩字北ノ沢は、土地の情報提供はされていますが、決して地域の理解や地元の協力体制が図られているとは考えられません。

2つ目は、土地権利面の評価です。

選定委員会の資料では、千厩字北ノ沢の所有者は6人とし、最終的に1の評価となっています。しかし、実際は、第56回定例会の財産の取得の資料では19名であったことから、本来はゼロの評価になるはずであります。

請願審査特別委員会で所有者が異なる理由について広域組合に質疑したところ、これも裁判係争中であるため回答を差し控えるとし、同じく残念ながら説明がされませんでした。

3つ目は、最も大きな問題と思われることは、令和2年11月27日の管理者・副管理者会議で4か所の候補地から1か所に絞り込みをして、千厩字北ノ沢を建設候補地と決定したことについて、住民からの議事録の開示請求により、公文書が存在しないことが明らかになりました。

その理由は、当該会議に係る議事録を作成していないためという説明でした。

管理者・副管理者会議の議事録がない理由についても請願審査特別委員会で広域組合に質疑をしたところ、これも裁判係争中であるため回答を差し控えるとして、残念ながら説明がされませんでした。

建設候補地の最終決定というとても重要な決定事項について公文書が存在しない、議事録を作成していないということは、住民に対する説明責任を果たしているとは到底考えられません。

我々議会はまさしく住民目線でこのことについて追求して、ただしていくべきではないでしょうか。

最後に、平成30年6月22日、一関市議会定例会の行政報告で前管理者の勝部修前一関市長は、狐禅寺地区においてエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の建設方針を変更した理由について、「地域の合意形成過程を無視して強引に施設建設を進めるわけにはまいりません。新たな施設については、安全性の確保はもちろんのこと、様々な機能を持った複合施設とし、市民の合意形成

を図ってまいりたいと考えております。住民合意を図るためにこれまでも訴えてまいりましたが、住民自治、市民参加の民主的な手続を求めてまいります。」と述べています。

行政運営は、管理者、市長が代わっても踏襲すること、継続することであり、重要なこと、大切なことは変えてはいけません。

新最終処分場の建設予定地の変更は政治判断です。我々議員は政治家です。政治家は困っている人を助けること、支えることが役割です。逆に言うと、困っている人を助けること、支えることをしないのであれば政治家は必要なく、行政が法律や専門家の助言を受けながら行政運営を行えばよいのではないのでしょうか。

行政のために住民があるのではありません。住民のために行政があるのです。

再度、述べます。今回の請願審査の論点は、新最終処分場建設候補地で予定されている千厩字北ノ沢が地域住民の理解が得られているかです。我々が附帯決議した、地域の意向を踏まえ理解を得て実施することをもう一度決議しようではありませんか。

以上の理由から、私は本請願書に対して、少なくとも多くの議員に対して説明責任を果たし、地域住民の理解が得られるまでは一旦立ちどまり、中止をすべきと考えます。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

議長（千田恭平君） 次に、請願第1号に反対者の発言を許します。

8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 請願第1号「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書に対して、反対の立場から討論に参加いたします。

家庭から出されるごみの処理については、住民にとって最も身近な住民行政サービスの一つであり、そのごみ処理を行う施設は日常生活を営んでいく上で欠かせない非常に重要な施設であるという認識は皆さん共通したことではないでしょうか。

その施設、今回は新しい最終処分場の整備に当たって請願書が提出されたところであります。

請願書では、まず一関地区広域行政組合は地域住民の理解や合意が不十分なまま建設を強引に進めようとしているという内容であります。

令和4年3月定例会で令和4年度予算の議決に当たり附帯決議が付されました。その内容は、予算の執行に当たっては、協働による地域づくりとなるよう慎重に検討すること、また、関連事業については地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえ理解を得て実施することというものでありました。私もこの附帯意見に賛成をしております。このことは私たち議会が当局に対して付した意見であります。私は私自身に課せられた意見でもあると捉え、地域の思いを把握するために説明会の参加や請願者が主催する学習会などに参加するだけでなく、千厩地域の行事や様々な形で千厩地区の皆さんと話し合う機会を設け、意見交換をするなど、私なりに議員としてできることを真摯に取り組んできたところであります。

議員としての活動で地域住民の方から意見を伺った中で感じたことは、千厩字北ノ沢に最終処分場を建設することについて反対の方もおりましたが、多くの方は施設整備には理解を示していただいているということでありました。

このことは、私が感じた感覚的なものでしかなかったところですが、今回、請願書と併せ議会に対し提出された署名を見ますと、今回の令和7年2月5日に受領した請願書の署名は4,068筆で、前回の請願、令和4年9月26日に受理した請願書の署名は4,796筆であり、前回と比較して

728票少ないものでありました。

その後、令和7年5月9日の請願者を参考人として開催した請願審査特別委員会では、追加の提出があり、お聞きした署名数は全体で4,617筆とのことでありました。

私は、この際に請願者に千厩地区の署名の数をお聞きしました。千厩地区で見れば1,205筆ということで、前回1,833筆の署名が628筆、割合にすると3割以上減少している署名状況でありました。この数字は、私が感じた住民理解が進んでいるというものを裏づけるものではないかと捉えているところであります。

これらの状況を見ますと、新最終処分場の整備に対し千厩地区の皆様の理解が大きく進んできたと思っております。これは組合当局が令和4年3月の附帯決議を真摯に受け止めていただき、住民の方の理解を得るための取組を進めてきた結果ではないでしょうか。

また、請願書では周辺環境への影響を懸念する内容もありましたが、令和6年度に組合当局では生活環境影響調査を実施しており、周辺環境への影響はほとんどないという評価結果でありました。

請願者にとっては、科学的根拠によらない漠然とした不安を持っているということではないでしょうか。この不安に対しては、組合当局には引き続き不安解消に努めていただく必要があると考えますが、この不安をもって候補地の見直しをするということにはならないと考えます。

そのほかにも、請願者からは候補地の選定過程についての疑義が示されておりますが、この見解は請願者の見解であって、組合当局では今後、裁判において正当性を主張していくとしており、令和7年7月1日の請願審査特別委員会においても当局から説明をいただいております。

しかし、裁判が終わるまで待つのかといえ、いつ結審するのか見通しがない中で時間を経過させては、住民の皆様の日常のごみ処理に関し様々な形で不利益が生じることが考えられます。そのような想定される不利益は当然回避しなければならないものであります。すなわち、今当局から示されているもので、この請願について判断するしかないと考えます。

私は、これまでの当局の説明、議会への説明や住民説明会での説明ですが、私は全ての住民説明会に参加し、当局の説明は全てお聞きしました。その説明を省みますと、きちんと手を踏んで進めたことに間違いのないものと考えております。それは請願者が行った住民監査請求においても、監査結果で監査委員からは、最終処分場整備については明確な違法性、不当性は確認できなかったとされたところであり、監査委員の判断も示されているわけで、現時点でこれ以上の判断材料があるでしょうか。

また、今回の建設予定地とされている千厩字北ノ沢の撤回を求める請願は、令和4年9月に出された建設候補地の変更を求める請願と同様の趣旨の請願であります。昨年、土地の所有者から事業を進めることの理解をいただき、令和6年10月定例会において財産の取得について議決し、土地売買契約が締結されたところであります。新しい最終処分場の場所の見直しについて、既に組合議会としての意見は決定しているものであり、新最終処分場は千厩字北ノ沢に整備することで議会として予算も承認し、事業を進めてきたわけであります。議会として、これから候補地選定を一からやり直すということを当局に求めることが適切な判断と言えるのでしょうか。

先ほど申し上げたとおり、私はこれまでの議員活動で千厩地区の多くの方と話をしてまいりました。この最終処分場整備について様々な意見交換をしてきました。様々な意見をお聞きし、請願者が建設予定地の撤回を求めている、その心情も理解しているつもりでございます。しかし、一方で、最終処分場を受け入れた上での千厩のまちづくりというものを考えている方も多くいら

っしゃいます。

物事には100%というものはないものです。どんなに丁寧に説明を尽くしても、全員が理解を示すということはなく、反対の意見を持つ人は必ずおります。それは健全な社会の証明とも言えるでしょう。

私は、管内の住民という視点で見れば、大多数の方は千厩字北ノ沢に整備することについて理解を示していると考えており、千厩地区の方と限定してみても、受入れに対し理解を示している方が多くいらっしゃるという判断をしております。最終処分場を受け入れた上での千厩のまちづくりというものを考えている方の思いも受け止める必要があると思っております。

このようなことから、請願第1号「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書に対して反対をするものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、反対討論といたします。

議長（千田恭平君） 以上で、通告による討論を終わります。
ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択とすべきものと決定した旨の報告です。

よって、原案について、採決します。

請願第1号、本請願を採択することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立少数。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

議長（千田恭平君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

質問議員は全て一問一答方式を選択しておりますので、回数の制限はありませんが、質問にあっては残時間に留意し、答弁時間を考慮して質問されるようお願いいたします。

なお、答弁に当たりましては、答弁漏れのないよう、併せて願います。

沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の質問通告時間は50分で、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 私は、4年間の組合議員としての任期が終わろうとしている中で、4年間の議案審議の中から特に重要と思われる2点について伺います。

最初に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場について質問いたします。

このテーマは、以前からの狐禅寺の焼却場の老朽化や既存の最終埋立て対策から始まり、その後、5年前に新たな場所の選定が決定したという経過で現在は迎えています。特に、最終処分場につきましては、もう用地も買収し決まった、場所の撤回を求める2つの請願も不採択となったということから、今さら問題にしてもと意見のある方もあるかと思いますが、長い事業では今後30年以上にわたり地域と関わりがあることから、スタート時点の今、確かめる点は確かめたいと

思い質問するものであります。

まず、この処理施設及び最終処分場は、毎日の生活から排出される家庭からのごみ処理の施設であり、人口減少が進み、ごみの分別、リサイクルが進む、そして、ごみの処理量は今後減少すると見込まれる中で、整備する施設の規模に連動することから、その対応について伺います。

さきに報道された一関市の将来人口ビジョンでは、20年後の2040年の人口は、現行ビジョンの約7万4,000人から1万1,000人ほど少ない6万3,000人に大幅に下方修正となり、減少のスピードが予想以上に進む見通しと示されております。

1点目は、このような状況の急速な人口減少が進む中で、ごみ処理の今後の見通しはどのように推計しているのかお伺いします。

2点目は、減少すると見込まれるごみ処理量を受けて、2月に示された256億円の焼却施設の整備費、あるいは20年間の196億円の運営費にどのように反映し、対応しようとしているのか、事業費の見直しの視点から伺います。

3点目は、最終処分場の2次選定の15か所に入っていなかった千厩字北ノ沢ほか、選定委員会で示された9項目の中の人口重心からの距離が5点評価の中で1点と低く、その後の選定条件の追加変更で最終的に建設予定地となったようですが、一連の経過を見ると選定手順に問題がなかったか伺います。

また、4か所の中から千厩字北ノ沢ほか最終決定した令和2年11月の管理者・副管理者会議は極めて重要な会議でありますことから、この会議録を広く公表し、明確にその理由を示すべきではないかと考えますが、そのような考えはないか伺います。

4点目は、建設予定地の千厩字北ノ沢ほかは、最終的に残った4か所の候補地の中で、弥栄の処理場からの運搬距離が約15キロメートルと最も長く、また、国道を経由し、薄衣や千厩の市街地を通るコースとなっておりますことから、運搬経費や沿線の地域への影響を考えると、長期にわたり住民の財政的、そしてまた精神的な負担が大きいものがあると考えますが、当局はいかが考えるかお伺いします。

2つ目の大きな質問は、介護保険事業についてであります。

介護保険事業はスタートから25年が経過しました。老後を支えるセーフティーネットとして定着しておりますが、対象人数や事業費の増加、あるいは支える人材の確保などの点で当初想定した以上のボリュームと課題山積の現状とされています。特に、介護サービスの対象者が多い後期高齢者が、現在の750万人から15年後の2040年には1,000万人を超え、ピークを迎えるという見通しを踏まえた対策が必要と言われております。

1点目は、介護保険は運営や事務を当組合のような一部事務組合で共同処理しており、県内で同一のサービス内容となっておりますが、介護保険料の軽減やサービスの提供などの面で当組合の独自の取組の内容と今後の対応をどのように考えているかお伺いします。

2点目は、特に重要と思われ深刻になると思われる介護人材の確保のため、どのような対応をしているのか、また、今後の確保の見通しはどのようになっているかお伺いします。

3点目は、介護度により利用できる介護サービスが3年ごとに見直しがされていますが、このことによって利用者への影響はないか、また、地域包括支援センターやケアマネジャーはサービスの見直しに対してどのような対応を行っているかお伺いします。

以上、2点について一般質問を行います。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

新一般廃棄物最終処分場、以下は新最終処分場と申し上げます。この候補地選定経過についてのお尋ねであります。まずもって新最終処分場建設候補地選定において、第2次選定時に候補地が15か所選定されたが、その後、特定の候補地を追加するために選定条件を変更したとお尋ねであります。そのような事実はないということをはっきりと申し上げておきたいと存じます。

そもそも、15か所なるものが一旦選定されたというところから違ってきます。

また、選定手順に問題はなかったのかとお尋ねであります。選定に係る経過については、これまで説明してまいりましたとおり、全て段階を踏んで手続を進めてきたものであり、問題となるものはないと考えております。

このことは、これまでも組合議会定例会での一般質問、議案質疑、または議員全員協議会などの場で繰り返し申し上げてまいりました。

まず、選定過程について改めて申し上げますと、このたびの新最終処分場の建設候補地の選定については、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下は新処理施設と申し上げます。これとともに、今後長期間にわたって稼働する施設であるため、これからのことを一番に考え、新しい時代にふさわしいものとなるよう進めてきたところでもあります。

建設候補地の選定に当たっては、どこに造るかではなく、まず最初にどのような施設であればよいかを考え、次に、その条件を満たすのはどこかという順番で土地の評価を行い、候補地の絞り込みを行ってきたものであります。

また、どのような施設であればよいかや、その条件を満たすのはどこかといった検討状況について、構成市町の広報紙などにより同時進行で公開し、さらに積極的に説明会を開催して情報公開と説明会、そして住民からの意見の把握、これを繰り返しながら、一つずつ、少しずつ進めてきたものであります。

次に、具体的な選定の経過について申し上げます。

専門家による一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会、以下は選定委員会と申し上げます。この選定委員会が第1次選定、第2次選定、第3次選定の3段階を経て最終的に4か所の候補地を選定いたしました。

選定委員会は、廃棄物処理工学、環境影響評価、地盤工学、動物生態学、植物生態学などの専門家7名による会議体であり、平成30年3月19日に設置して以降、令和元年10月15日までの約1年7か月の間、延べ9回にわたり委員会を開催し、客観的、専門的な見地から、全て委員の合議により選定手順や条件、評価項目を決めていただき、第1次選定から第3次選定までの3段階で絞り込みを行い、4か所に選定をいただきました。

その選定経過は、組合のホームページで公表している選定委員会の会議録のとおりであります。改めて選定委員会の流れをお話いたしますと、第1次選定では、こういうところに造っては駄目だという除外条件を、自然的特性条件、社会的特性条件の両面から25項目の絞り込み条件を設定して候補地を絞り込んだ結果、組合管内全域の1,319平方キロメートルから268平方キロメートル余りが2次選定に進んだところであります。

第2次選定では、この除外されなかった区域の中から、10から20か所に絞り込みを行うこととしておりましたが、平成30年7月2日に開催した第3回の選定委員会で協議した絞り込み条件では候補地として451か所の区域が残る結果となり、絞り込み条件をさらに追加する必要が生じた

ところであります。

このため、平成30年9月12日に開催した第4回の選定委員会では、例えば一般廃棄物の排出量と密接な関係がある人口分布の項目として、組合管内における人口重心から半径15キロメートルの範囲とする案や事業の実現性に大きく影響する土地取得の容易性について、構成市町が所有する土地や住民等からの情報提供に応じて評価する項目を追加する案などが協議され、平成30年12月17日に開催した第5回の選定委員会において、第2次選定における絞り込み条件や比較評価項目の条件設定、また、候補地として適切な面積の区域に区切ることなどが協議され、その区域について比較評価を行うことが決定されたものであります。

それらの絞り込み作業、評価作業は機械的に行われ、その結果は令和元年5月24日に開催した第6回の選定委員会で報告され、上位19か所が第2次選定の候補地として選定されたものであります。

したがって、候補地が一旦15か所選定され、その後に特定の候補地を追加するために選定条件を変更したとのお尋ねは、全く事実と異なるということを申し上げたいと存じます。

そこで、沼倉議員に確認をしたいことがございます。

質問では、第2次選定の15か所に入っていなかった千厩字北ノ沢ほかがその後の選定条件の変更で最終的に建設候補地となったとのお尋ねでございましたが、なぜそのような事実と異なる質問が成立するのか、その根拠を教えてくださいと存じます。

選定委員会の資料は公開しており、その経過については議員各位にも十分な説明を行ってきております。もし、新最終処分場に関して再質問をなさる際には、ぜひこの点について明らかにした上で質問をしていただきませんと、きちんとした答弁ができなくなってしまうので、ぜひお願いしたいと存じます。

次に、管理者・副管理者会議に関するお尋ねについて申し上げます。

まず、管理者・副管理者会議とはどのような会議かを説明をいたしますと、管理者・副管理者会議は、組合議会が開催される前に提出議案などの最終確認をするため、定例的に内部の会議として開催をしているものであります。

会議の出席者は、管理者、副管理者、事務局長、その他組合職員及び構成市町の職員であり、介護保険の関係、衛生事務の関係、双方の組合職員や構成市町の職員の出席により行われる内部の定例会議であります。

管理者・副管理者会議で最終確認した議案については、その後、正式な決裁手続を行った上で議会に提案、または公表されることから、会議録という形で内容を残すことはそもそもしていないものであります。

こういった会議形式があるということは行政においては珍しいことではなく、行政内部に長くおられた沼倉議員であれば、特に説明の必要のない次元のものと推測をいたします。

次に、しからば4か所から1か所に絞り込むという中身の話、それはどのようにして検討され、どのようにして決めたかという中身の話について申し上げます。

結論から申し上げれば、一般廃棄物処理施設整備検討委員会、以下は検討委員会と申し上げます。これを設置し、この検討委員会において検討を重ねてまいりました。

検討委員会は組合及び構成市町の職員で構成し、専門家の助言を得ながら絞り込みの方法や評価項目を検討し、その検討状況を住民説明会や組合広報紙などで周知し、住民からの意見を把握、反映させながら、まさにキャッチボールを行いながら絞り込みを行い、新処理施設、新最終処分

場それぞれ1か所の候補地に絞り込む作業を重ねてきたところであります。

そのようにしてたどり着いた最終結論を組合議会の議員全員協議会で発表、説明することとなり、議員全員協議会の当日、議員全員協議会の開催前の時間を使って管理者・副管理者会議を開催し、内容の最終確認を行い、これを了としたのがお尋ねの管理者・副管理者会議であります。

すなわち、議員全員協議会の当日、令和2年11月27日に開催した管理者・副管理者会議でこれまでの検討委員会での評価や住民説明会の結果を踏まえ、最適地であると説明してきた千厩字北ノ沢ほかを正式に候補地としたところであります。

当日の管理者・副管理者会議では、その後に開催される議員全員協議会での配付資料を会議資料とし、議員全員協議会やさらにその後に開催予定の記者会見に先立ち、説明内容を最終確認したものであり、これまでの検討委員会での検討結果やそれまでの住民説明会で説明してきたこと以上の内容はなく、案として説明をしてきた内容を今後は組合の方針として示していくことについての確認を行ったところであります。

当日の管理者・副管理者会議の内容については、直後に開催された議員全員協議会において議員全員に説明したことや、議員全員協議会後には記者会見を開催し同様の説明を行ったことから、従来と同様に、そのほかの管理者・副管理者会議と同様に会議録は作成をしなかったところであります。

次に、新処理施設から新最終処分場への運搬に伴う財政上の負担についてのお尋ねについて申し上げます。

新処理施設及び新最終処分場の候補地の選定においては、ごみの排出量を見越した効率的な収集や運搬のルートを設定する必要があることから、人口分布を考慮した候補地を選定することとし、新処理施設及び新最終処分場のいずれの候補地にあっても、人口重心から半径15キロメートルの範囲とするという条件を第2次選定の絞り込み条件の一つとすることが選定委員会で決定されたところであります。

これにより選定された4か所の建設候補地は、ごみの収集距離や運搬距離といった点について、いずれも一定程度の条件を満たしていたところであり、さらに、建設候補地を4か所から1か所に絞り込みを行った際には、施設整備基本方針として定めた経済性に優れた施設として、造成費や施設建設費などの初期費用と運転管理費や運搬費としての維持管理費用を試算して比較評価したところであり、運搬費だけではなく、経済性については様々な視点から評価をしたところであります。

各候補地の初期費用と維持管理費用の試算結果は、滝沢字駒場ほかは53.7億円、花泉町金沢字長沢ほかは56.2億円、千厩町千厩字北ノ沢ほかは54.4億円、東山町長坂字長平ほかは66.1億円となったところであり、評価の結果としては4か所の候補地のうち東山町長坂字長平ほかを除いた3か所において大きな差がなく、優位性があると評価をしたところであります。

この比較評価は、新処理施設の建設候補地の絞り込みにおいても同様に行いました。その結果、新処理施設と新最終処分場について、それぞれ1か所に絞り込みを行いましたが、その候補地の距離、すなわち弥栄字一ノ沢と千厩字北ノ沢の距離は、道のりで14キロメートルほどとなったところであり、この運搬距離は組合の管内の広大な面積を考慮すれば妥当な範囲内に収まっているものといえ、そもそも施設間の距離だけではなく、施設そのものの建設コストなど他の経費についても合算して、トータルでどこが一番よいかを決めるのが必要なポイントであり、新処理施設からの距離だけに着目するのは、むしろ誤った判断となるものであると、このように思います。

運搬経路として予定している沿線の住民への影響についてであります。

新処理施設から新最終処分場への運搬は、4トンダンプにより行うことを予定しており、1日当たり4台から5台、往復で10台分の通行量を想定しております。

国道284号から分岐する市道構井田鳥羽線の現状の交通量は、当組合が令和6年度に実施した生活環境影響調査で平均延べ台数が1日当たり965台であり、そのうち大型車両が74台でありましたことから、新最終処分場への運搬により現状の965台から975台に増加することとなりますが、これは日々の交通量の増減の範囲内とも捉えることができ、生活環境へ影響を及ぼすようなものではなく、新たな対策を行う必要はないことを説明会で説明してまいりました。

また、国道284号においては、そもそも交通量は市道構井田鳥羽線よりさらに多いことから、新最終処分場に関係する4トンダンプの通行が加わったことで沿線の住民に新たな負担を生じさせるものではないと考えております。

なお、実際に施設が稼働する際には、周辺住民の皆様との協議の場を設け、継続的に施設の稼働状況について報告し、意見をいただく仕組みを講じてまいりたいと考えており、大型車両が通行する時間帯についても、周辺住民の皆様にご配慮した対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業における組合独自の取組についてのお尋ねについて申し上げます。

当組合が独自に行っている介護保険料の軽減や介護サービスの提供はないところであります。

今後の対応とのことでありますが、第1号被保険者である65歳以上の方の介護保険料は、3年間の介護給付費や特定入所者介護サービス費などの総費用見込額を算出し、そのうち第1号被保険者の負担を定められた割合により計算し介護保険料としているため、自治体の裁量の余地は少なく、また、国では、軽減分を構成市町において負担することは費用負担の公平性を損なうおそれがあるため適当ではないという見解を示していることなどから、組合が独自に介護保険料の軽減策を講じることは難しいと捉えております。

当組合としては、介護給付費の抑制を図ることが被保険者の介護保険料の負担軽減につながると捉えておりますことから、当組合が構成市町に委託して実施する介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるほか、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施について構成市町と連携して進め、健康づくり教室などの通いの場に保健師などの医療専門職が関わり、フレイル対策や疾病予防など、今後も要介護状態とならないよう健康寿命の延伸の取組を進めることとしております。

組合独自の介護サービスの提供については、当組合で実施する場合は構成市町に新たな分担金をお願いすることとなります。そのため、まずは構成市町で実施を検討することが前提となるものと考えております。

なお、その他のお尋ねにつきましては、事務局長が答弁いたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、ごみ処理量の見通しについてであります。ごみの処理量については、これまでのごみ排出量の実績や今後も人口減少が見込まれること、また、ごみの減量化と資源化の取組が進むものと想定し、減少傾向が続くと予想しているところであります。

また、令和6年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画では、令和4年度のごみ排出量の実績から推計した構成市町のごみ減量化の計画を反映しており、令和10年度のごみ処理量の目標値を2万5,800トンとしております。

この目標が達成されることを前提として、令和11年度以降の人口減少の推移を考慮してごみ処理量を算定し、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下、新処理施設と申し上げますが、この新処理施設の稼働予定である令和12年度のごみ処理量は、年間2万5,068.84トンと推計しているところであります。

なお、新処理施設稼働後のごみ処理量の推移については、運営期間が20年間という長期間であり、人口の推移や1人当たりのごみの排出量、その時々为社会情勢の変化に伴う法令や規制の見直しも想定されるなど、不確実性が高いことから、20年間のごみ処理量の推移については、推計はしていないところであります。

今後のごみ処理量の減少と施設整備費や運営費との関係性でございますが、まず、適切にごみを処理するためには、新処理施設の稼働期間中、ごみの排出量が最大となったときにも処理可能な施設規模としなければならないものと考えており、施設稼働予定の令和12年度以降、ごみ処理量は減少傾向であると見込んでいるため、令和12年度のごみ処理量が最大となると捉えているところであります。そのため、新処理施設は令和12年度のごみ処理量を基本に施設規模を設定したものであり、その後のごみ処理量の減少見込みは施設規模には反映させていないところであります。

新処理施設の規模につきましては、令和12年度のごみ処理量の推計を基に1日当たり101トンと設定したところであります。

参考までに申し上げますと、この1日当たり101トンの規模につきましては、現在の一関清掃センター、大東清掃センターの1日当たりの処理能力がそれぞれ150トンと80トン、合わせて230トンであり、新処理施設の規模は今の施設の半分以下の規模となるものであります。

一方で、稼働後20年間の運営費については、運營業務委託において将来的なごみ処理量の変動に対応できるよう、実際のごみの処理量に応じて運営費を変動できる仕組みを取り入れる予定であります。

例えば、ごみの処理量に応じて変動する電気料や上水道料金、燃料費、薬剤費などを変動費として設定し、実際の使用量に応じて算定することとし、組合に過剰な費用負担が生じないように調整できる契約内容とする予定であります。

また、人件費、維持管理費、電気、水道の基本料金といった固定費につきましても、契約期間中にも定期的に見直しを行うことができるよう、契約書の中に見直しができる内容を設け、情勢が変化して委託料が著しく不合理となった場合などには柔軟に対応できる体制を整える予定としてございます。

次に、介護人材の確保についてであります。介護サービスを安定的に提供するためには、介護人材の確保が不可欠であると捉えており、当組合では組合が指定する介護事業所に対し職員の賃金や職場環境の改善についての指導を行っております。

介護人材の確保対策について、まず国では介護サービスを行う介護職員の待遇の安定と賃金の改善を目的として介護報酬に介護職員等処遇改善加算を設けており、岩手県では介護の仕事の魅力を発信する事業としてPR動画やCM放送を作成しているほか、求人と求職者のマッチングなどを行う事業、外国人の介護人材を受け入れるために必要な環境整備に係る支援、介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図る介護ロボット等導入支援、介護施設や事業所における労働環境の整備や改善に係るセミナーの開催、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位の加算を取得するための支援、市町村や関係団体などが行う介護人材の確保に係る事業の支援などを行っている

ころであります。

当組合の構成市町では、介護職員研修奨励金、介護職員就職奨励金、介護保険施設等人材育成支援事業、介護従事者向け研修、生活アシスタント養成講座などの事業を行っているところでもあります。

今後も生産年齢人口の減少により介護人材の確保は困難な状況が続くと見込まれることから、国、県、構成市町と一体となった取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、要介護度による利用できる介護サービスの見直しについてであります。厚生労働省の社会保障審議会、介護保険部会、以下、部会と申し上げますが、この部会における介護保険制度の見直しに関する議論の中で、要介護1または要介護2と認定された方の訪問介護や通所介護のサービスを、介護予防と生活支援を目的とした地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、以下、総合事業と申し上げますが、この総合事業へ移行することについて、第10期介護保険事業計画が開始される令和9年度までに包括的な検討を行った上で結論を出すことが適当であるとの意見が出されているところでもあります。

現在、国の部会において議論をしている介護サービスの見直しについては、移行した場合のケアプランの作成主体や介護報酬などについて詳細に示されていないことから、その影響についてお答えすることは難しいところでございますが、現時点の情報で考えられる影響について申し上げますと、利用者への影響として、介護サービス事業所と総合事業の契約を新たに締結することが必要となることや、現在のサービスを利用する事業者から総合事業を実施する事業所に変更になる場合があることなどが考えられ、利用者、地域包括支援センター及びケアマネジャー共通の影響として、利用者、家族、介護事業者でケアプラン作成に向けたサービス担当者会議を実施し、サービス利用の調整を改めて図る必要が出てくることなどが考えられるところでもあります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、再質問をします。

まず、管理者から最終処分場の選定をめぐっての千厩字北ノ沢が15か所に入っていなかったというような私の質問が、そういう経過はないのだという答弁がありました。

私も選定委員会の議事録等を見たのですが、1回目、2回目に委員から、用地の住民への提供要望の意向調査をやるのかと、1回、2回ともそのようなことは考えていないと、ですから、用地については住民から聞く予定はないということは明らかに1回、2回で委員さん方が言っているようです。

それで、先ほど申し上げましたように、この選定条件は最初の9つ、今言った人口重心地域からの距離とか人口とか様々、地形とかあって9項目、この段階では55点の点数があったところは2か所、それから53点が12か所、以上15か所の中にこの北ノ沢は入っていなかった。その後、用地取得の容易性という項目が入ってきて、一気に北ノ沢がトップに上がっていった。ですから、当初は用地についてはそういう住民からの意向調査はしませんと言っていたのが、今言ったような9つの項目の段階では入っていなかった北ノ沢が、この項目が新しく条件に加わったことによって点数がトップになったということについて、その辺の矛盾点を私は先ほど、選定経過がおかしいのではないかと質問をしました。それについてはどうですか。答弁をお願いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今、議員から、9つの項目があって、その評価によってということでお話がありました。絞り込み条件の追加をしたのが第4回の委員会でございます。この9つの評価

項目を決めたのは第5回の委員会でありますので、第4回の時点で議員がおっしゃる特定の地域を考慮して条件を追加したということであれば、第3回の委員会のときにこの条件が決まっていなければ議員がおっしゃる理屈は成り立たないということでありますが、比較項目については第5回で決めてございますので、第3回でそのような15か所という判断ができるというものはないということであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 経過は今お話があった手順だと思いますけれども、そもそも1回目、2回目では用地について、地元からの要望は聞かないという話を明らかに言っている中で、この委員会が進むに従ってそれが条件に加わっていったということが、今、私が質問した内容です。今言ったように、北ノ沢はそもそもの1つ目の質問である人口重心からの距離については5点のうちの1点しかなかった。明らかにこういう人口重心からの距離が遠くて、これは対象にならないというところからスタートして、この9つの段階で51点、それで普通はこの段階ではここから除外されるのではないかと思います。それが当初に選定委員の皆さんに言っていた用地をめぐる問題が条件に加わって、それが今度は今申し上げたように北ノ沢の点数が非常に高くなったという経過があったということはお認めになりませんか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 絞り込みの条件については、選定委員会の中でお話をし、様々な意見をいただきながら決めてきたということであります。当初、情報提供を求めないというのはそのとおりであります。これについては報告書の中でも記載しておりますとおり、求めないということでありましたが、任意で土地を提供したいという申出が多々あったということで、その対応についてどうしたらいいかというような中身で、それについても条件としてルールを決め対応すべきだというようなことの中で出てきたというものでありますので、恣意的なもの、そういうものではないということであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 残り時間が少なくなってきましたが、いずれ今の経過を踏まえて、私はずっと選定委員会とか選定の方向性を調べまして、そういうような内容の質問をしたわけですが、これは現在係争中ですから、この経過をどのように裁判のほうで判断して、それがどうなるかというのは裁判を待つしかありませんけれども、今申し上げた趣旨から言って、明らかに当初なかった条件が付加されたことによって北ノ沢の順番が非常に上がったということは申し上げておきたいと思います。

それから2つ目に管理者から、管理者・副管理者会議の議事録というのは、行政手続ではそういう明確なものはないのは当たり前ではないかというような、非常に聞き方によっては行政の手続を軽視するような発言がありましたけれども、今管理者が言ったような経過は、後から振り返ってどういう経過ですかということをちゃんと提示できるものがあるのですか。いちいち今みたいに、こういうことがあって、こうだから、こういう手順で決めましたというような話は、今ではないですよ、後から振り返って何であそこに決まったのですかという質問の場合は明確にこれですと示すものはペーパーであるのですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、管理者・副管理者会議の中身ということで、先ほど管理者が申し上げましたが、定例で行っている分については、協議の内容については公表、議会に提案するもの

が主なものでありますので、議会に提案し説明し質疑をいただき公表しているというような経過がありますので、その過程についてもその中でお示し、お答えできる部分もありますので、会議録として作成はしていないと。

今回、御質問にありました選定過程につきましても、これまで最適地であるという中身を選定経過については広報でお知らせする、説明会でお知らせする、住民に経過を全て公表した中で最適地の1か所が絞り込まれたという状況でありますので、その1か所の選定委員会での内容を確認したということでもありますので、過程につきましては説明会なり公表されているもので十分公開しているという捉え方ができるというように思っております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 経過はそういう話がありますけれども、私も行政にいましたから会議のときは必ず書記をつけて会議録を取っているのです。

トータルして説明をやってきた経過によってそうなったという話では、今はその経過を分かっている人がいますけれども、後々なかなか説明がつかないと思うのです。ですから、そういう点では、はっきりした、今言った顛末でもいいですから、そういうものを残しておく必要があると思います。

それから、先ほど管理者は、管理者・副管理者会議のときに決めたものは議員全員協議会で説明しているという話ですけれども、私どもはその時点では組合議員ではないのですけれども、少なくともそういう議員全員協議会で説明するということは、別に了解しているわけではないのです。当局がこうやりたいというから、その説明を受けましょうということでもあります。別にそれを行ったからといって議員が了解とか異議なしとかいう話ではないと思うのです。そういう説明ではなくて、はっきりこういう経過でここに決めましたということをしつかりと残しておかないと、先ほど言ったように、これは30年も続く事業ですから、その辺、対応を明確にする御意向はないですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 選定過程を明確にというような御質問だと思いますが、選定過程につきましては先ほども申し上げましたように、選定委員会なり委員会を組織し、会議録も公表し、説明会も開催し、その説明会の概要についても公表しているという中でありますので、選定の過程についてはこれまでも全て公表し、透明性の高い進め方をしてきたというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 時間がありませんけれども、最後に4か所に絞るときの検討委員会の委員長というのは、たしか当時の副管理者で現在の管理者がされていたのではないかと思いますけれども、それを管理者・副管理者会議で追認したという経過はありませんか。

議長（千田恭平君） 通告時間に達しましたので、沼倉憲二君の質問を終わります。

次に、齋藤禎弘君の質問を許します。

齋藤禎弘君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 日本共産党の齋藤禎弘です。

通告に沿って、介護保険について9点お尋ねします。

介護では提供体制の崩壊という介護制度の危機が進行しています。ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退、廃業、倒産が続出しています。特に、

政府が昨年度から訪問介護の基本報酬を削減したことが大打撃になり、地方では介護事業所が1か所もない市町村が出てきています。保険料、利用料を払っても、人材、事業所がないため介護サービスが受けられないという危機的事態です。

年金、介護、医療の機能不全は現役世代にとっても他人事ではられません。今働く現役世代が介護のために仕事を辞める介護離職が年間10万人に上るなど、要介護者の家族の負担は重くなっています。ケアマネが見つからず介護サービスが受けられない、ヘルパーが不足して時間を減らさざるを得ない、入居できる施設がないなど、家族の負担が一層重くなる事態が広がっています。

政府はこの12年間、国の社会保障費を削減するため、社会保障が高齢者に偏っている高齢者向けの予算を子供や若者に回すなど、世代間の対立をあおる宣伝を繰り返しながら、年金、介護、医療などの制度改悪を強行してきました。まさに事実をゆがめ、高齢者を邪魔者扱いし、人権と尊厳を否定する攻撃です。政府が自ら日本社会の分断を進め、世代間のバッシングを助長するなど許されるものではありません。

現行の介護保険は国庫負担25%、都道府県、市町村負担25%、保険料50%で運営されています。このうち国庫負担を10%増やして35%とし、公費負担60%の制度にし、国の支出を1.3兆円増やす必要があります。

介護の深刻な人材不足や事業所の廃業、倒産の根本には、低すぎる介護報酬とその連続削減があります。危機を打開するには、介護職の賃金、労働条件の抜本的な改善と事業所の経営の立て直しに向けた介護報酬の引上げや公的支援が必要です。

ところが、今の介護保険では、職員の処遇改善や給付の充実をすると保険料と利用料の負担増に跳ね返るという問題が生じてしまいます。この矛盾を解決するには介護保険財政に投入する公費負担を減らすしかありません。

政府は介護をはじめ社会保障は財政危機だと言って削減と負担増を繰り返してきました。その一方で、安保三文書に基づく戦争国家づくりのために5年間で43兆円の大軍拡を進めています。43兆円といえば介護保険の国庫負担増に係る1.3兆円の33年分です。国の歳出は戦争への備えではなく、国民の暮らしと尊厳が脅かされる事態への備えにこそ使うべきです。

介護現場の人手不足の最大の原因は、全産業平均より月5万円以上低いとされる介護職員の低賃金と長時間、過密労働です。介護職員の離退職が相次ぎ、現場の人手不足と過重労働が悪化して、さらに職員が辞めていくという悪循環です。

2019年度から2023年度の5年間で訪問介護事業所の4分の1に当たる8,648か所が廃止されました。事業所の撤退、廃止後、それに替わる新規の参入がない地域では介護事業所が消滅の危機に瀕する事態となっています。

しんぶん赤旗日曜版の調査によれば、昨年末時点で訪問介護事業所がゼロの自治体は107町村、1つしかない自治体は272市町村に上ります。そうした中、地域から介護事業がなくなる事態を食い止めようと自治体が公費を投入して介護職員の賃金や待遇を補償する動きが起こっています。民間任せでは事業所が成り立たない地域では、介護事業所の経営を自治体が公費での補助や自治体が直接事業所を運営する公営化に踏み出す事例も出てきています。介護の事業が消失の危機にある自治体に対し国費で財政支援を行う仕組みを緊急につくり、医療における公立病院などと同様、僻地や不採算部門を担う介護事業所、施設の運営を国と自治体で支える必要があります。

この12年間に政府が繰り返してきた介護保険の負担増、給付削減の制度改悪が要介護者と家族

を苦しめています。介護保険の生みの親と言われる元厚生労働省幹部が介護保険は国家的詐欺となりつつあると警鐘を鳴らす異常事態です。

政府は軽度者の在宅サービスの保険給付外しや利用料の2割、3割負担の対象拡大など、史上最悪の介護保険改定を引き続き検討していますが、介護の再生を願う広範な介護、福祉、自治体関係者による改悪反対の協働が広がっています。負担増給付削減を阻止し、保険給付の拡充と利用料、保険料の減免を図るべきです。

そこで、1点目の質問です。介護保険料の滞納状況と差押処分について、保険料の段階別の状況について近年の動向と併せてお尋ねします。

2点目は、介護施設や介護サービスの利用料を滞納した場合の組合としての支援策についてお尋ねします。

3点目は、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を使う場合の併給調整の実態についてお尋ねします。

4点目は、介護サービスが必要とされる住民に、必要とされるサービスや希望するサービスが提供されているのか組合の認識をお尋ねします。

5点目は、特別養護老人ホームの入所待機者の推移についてお尋ねします。

6点目は、特別養護老人ホームの入所待機者の解消のため施設を増設するべきと考えますが、組合の考えをお尋ねします。

7点目は、2024年4月からの訪問介護の報酬削減による影響について、組合としてどのような認識をお尋ねします。

8点目は、管内の訪問介護事業者の収益状況について、組合の認識についてお尋ねします。

9点目は、介護人材確保のため、募集に係る経費や職員の賃金の補填など支援策を取るべきと考えますが、いかががお尋ねします。

以上、壇上からの発言とします。

御清聴ありがとうございました。

議 長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 齋藤禎弘議員の質問にお答えいたします。

私からは、御質問の最後のほうの特別養護老人ホームの増設に対する考えについてからお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所待機者を解消するためには、施設整備と併せて要介護者の増加と抑制する取組を進めることが重要であると考えており、具体的には、当組合が構成市町に委託して実施している介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるほか、健康づくり教室などの通いの場において実施するフレイル対策や疾病予防の取組をより一層推進するなど、構成市町と連携をして健康寿命の延伸の取組を進めていく必要があると捉えております。

そこで、施設整備についてであります。介護人材の確保、将来的な入所待機者の減少、施設整備に伴う介護保険運営への影響、つまり介護保険料への影響といった課題があることから、施設整備については慎重に行わなければならないと考えております。

このため、現在の第9期介護保険事業計画ではこのような考えの下、認知症や医療的ケアが必要な方を優先し、認知症高齢者グループホームや介護医療院などの整備を計画に入れ整備を進めているところであります。

次に、介護人材確保のための支援策についての部分についてお答えを申し上げます。

岩手県では、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金制度に基づき、人材確保体制構築支援事業として採用活動を実施する場合に地理的条件等により発生する掛かり増し経費や、経営改善支援事業として介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設、改修に係る経費や広報に要する経費などに対して支援を行っております。

また、国では介護報酬における介護職員の賃金に対する支援策として、令和6年度の介護報酬の改定によりこれまでの介護職員処遇改善、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化し、加算率が引き上げられた介護職員等処遇改善加算が設けられております。

さらに、構成市町では人材確保のため介護職員研修奨励金、介護職員就職奨励金、介護保険施設等人材育成支援事業、介護従事者向け研修、生活アシスタント養成講座などの事業を推進しており、事業者が介護人材確保のためにこれらの支援策を有効活用できるよう、組合では組合が指定する介護事業所に対し運営指導を通じて加算の取得や働きやすい職場環境づくりについての指導や補助金制度の周知に取り組んでいるところであり、今後においても国、県、構成市町と一体となった取組を推進していく考えであります。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁をいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、介護保険料の所得段階別の滞納状況と差押処分の状況についてであります。直近3年間の各年度末時点の滞納繰越件数と所得段階別の滞納繰越件数を申し上げます。令和4年度は合計で1,594件であります。その内訳は第1段階が483件、第2段階が102件、第3段階が80件、第4段階が291件、第5段階が80件、第6段階が289件、第7段階が188件、第8段階が54件、第9段階が14件、第10段階が10件、第11段階が3件でございます。

令和5年度は合計1,698件で、その内訳は第1段階が515件、第2段階が47件、第3段階が51件、第4段階が306件、第5段階が54件、第6段階が313件、第7段階が284件、第8段階が87件、第9段階が20件、第10段階が9件、第11段階が12件であります。

令和6年度は所得段階が13段階となり、合計では1,701件であります。その内訳は第1段階が520件、第2段階が58件、第3段階が45件、第4段階が294件、第5段階が42件、第6段階が239件、第7段階が325件、第8段階が109件、第9段階が27件、第10段階が19件、第11段階が5件、第12段階が3件、第13段階が15件となっており、いずれの年度も第1段階の方の滞納繰越件数が最も多い状況となっております。

なお、督促や催告を行っても納付いただけない方に対する給与や預貯金、不動産などを差し押さえる滞納処分は、これまで行った実績はございません。

また、滞納者の介護サービスの利用件数については、令和4年度は合計で224件でありまして、その内訳ですが、第1段階が78件、第2段階が17件、第3段階が13件、第4段階が53件、第5段階が21件、第6段階が24件、第7段階が18件、第8段階から第11段階まではゼロ件であります。

令和5年度は合計で142件で、その内訳は第1段階が80件、第2段階が4件、第3段階が2件、第4段階が31件、第5段階が5件、第6段階が16件、第7段階が4件、第8段階から第11段階まではゼロ件であります。

令和6年度は合計が97件で、その内訳ですが、第1段階が40件、第2段階が4件、第3段階が4件、第4段階が31件、第5段階が1件、第6段階が9件、第7段階が8件、第8段階から第13

段階まではゼロ件となっておりまして、いずれの年度も第1段階と第4段階の方が多い状況となっております。

次に、介護サービスの利用料を滞納した場合の支援策についてのお尋ねであります。介護サービスの利用料は、介護サービスを提供する事業者と利用者との契約に基づき利用者が介護サービス事業者に支払いを行っており、組合では個々の滞納の有無については把握していないところであります。

また、介護サービスの利用料を滞納している方に対しての支援ということではありますが、この支援を行うことは利用料を支払っている利用者との公平性を欠くと考えられることから、滞納している方に対する支援は行っていないものであります。

続きまして、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合の調整についてであります。介護保険と障がい福祉の両方のサービスを受ける場合で障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、原則として介護保険サービスを優先して利用することとなっております。

しかしながら、サービスを利用する障がいを持つ方の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は人により異なるため、必ずしも介護保険サービスが優先されるわけではございません。

このことから、障がいを持つ方が障害福祉サービスの利用を希望する場合に構成市町の障がい福祉担当課がサービス利用の意向を聞き取り、必要に応じて介護保険のケアマネジャーと連携し、利用するサービスについて調整を行っているところであります。

次に、介護サービスの提供についてであります。介護保険では介護サービスと介護予防サービスの2つのサービスがございます。この2つを合わせて介護保険サービスと申し上げますが、組合管内の介護保険サービス事業所において、39種類ある介護保険サービスのうち37種類の介護保険サービスを提供しております。

介護保険サービスは、利用者の希望だけではなく、介護支援専門員が利用者の日常生活の支援を効果的に行うために、利用者の心身の状況や家族の状況などに応じて必要とされるサービスのケアプランに基づいて提供されていることから、適切なサービス提供がなされているものと捉えているところであります。

続きまして、特別養護老人ホームの入所待機者数の推移であります。入所待機者の定義は、当組合の被保険者で要介護3以上の認定を受けており、特別養護老人ホームに入所申込書を提出している方で基準日時点で入所できていない方となります。

岩手県が毎年4月1日を基準日として9月に公表している特別養護老人ホーム入所待機者実態調査によりますと、管内における直近5年間の入所待機者数は、令和2年度が426人、令和3年度が391人、令和4年度が427人、令和5年度が281人、令和6年度が323人となっているところであります。

次に、訪問介護の基本報酬引下げによる影響についてのお尋ねであります。令和6年4月の介護報酬改定により、訪問介護サービスに係る介護報酬のうち、利用者の自己負担分を除き保険者である当組合が訪問介護サービス事業所に給付する保険給付費について、1件当たりの保険給付額、これは利用者1人当たりの1か月分の給付額であります。その額は令和5年度が約5万8,400円、令和6年度が約6万2,900円となっており、令和6年度は令和5年度と比べ約4,500円増えている状況であります。このことから、管内の訪問介護サービス事業者は、サービスの提供数を増やすことなどにより対応していただいているものというように捉えております。

次に、管内の訪問介護事業者の収益状況についてであります。訪問介護サービス事業者の経営状況の確認や指導の権限は、指定を行っている岩手県にあるため当組合では把握しておりませんが、幾つかの訪問介護事業所へ聞き取りを行ったところ、令和5年度と比較し令和6年度の訪問介護事業の収益が減少しているとのことでありました。

先ほど申し上げましたとおり、令和6年度の訪問介護に係る1件当たりの保険給付額は、令和5年度と比較して増えていることから、保険給付額よりも車両用の燃料費などの経費が増加したことにより収益が減少したのではないかと捉えているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 再度お尋ねいたします。

先ほど、最初の質問だったのですが、滞納状況についてお尋ねいたしますが、先ほどの所得段階に依拠して御答弁いただきましたが、この中で第1段階、第4段階、第6段階、第7段階、この段階の方が特に多いというのがほかの段階に比べて見て取れますが、なぜこのようになっているのか、組合の所感をお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 個別の要因ということで、トータルとしてこのような見解だというように取りまとめているものというものはございませんが、納付の相談とか、そういうものを受けながら滞納されている方には対応しているところであります。そのような話の中で確認できる部分となれば、やはり生活費の中での部分が多いというように捉えてございます。また、昨今の物価の価格の高騰など、そのような様々な要件の中で出ているというお話もいただいております。

第1段階の方については前年の所得がそのような状況だということではありますが、そのほかの段階についてもちょうど保険料の基準額が変わるちょうど変わり目の部分ということもありますので、やはりそういうところで影響が出ているのかというようには捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 納付相談とかされているというように先ほどお話がありましたが、その滞納の主な理由というのはどのように把握されているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 多くというか、相談される方のお話ということで、全体を示しているというものではございませんが、前年度の所得が一時的に増えて、翌年度、その前年所得に応じた保険料が算定されるというようなことがありますので、例年に比べて一時的な所得による保険料の上昇というような経過もございます。それについては、生活の経費が大きく変わっているというわけではございませんので、そういう部分で御相談に来られる方というのは多いのかというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 組合のホームページを拝見しますと、保険料の納付が大変なときは減免という徴収猶予の制度があるというようにございますが、この実態について数など分かれば御紹介ください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険料の減免と徴収猶予の件でございますが、初めに徴収猶予の対象者の条件を申し上げますと、一関地区広域行政組合介護保険条例第11条の規定によりまして、第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する者が震災などの災害により住宅

などの財産に著しい損害を受けた場合や、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したことなどにより収入が著しく減少した場合などに、納付義務者の申請によって1年以内の期間に限って徴収を猶予することができるとしてございます。

また、減免につきましては、同条例第12条の規定により徴収猶予に該当する場合で保険料を徴収することが適当でないと認められるときに、納付義務者の申請によりその保険料を減免することができることとしており、具体的には一関地区広域行政組合介護保険条例施行規則の規定により、震災などの災害により第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅などの財産に、その価格の10分の3以上の損害を受け、かつ前年中の合算合計所得金額が600万円未満である場合や、災害や第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する者の死亡などにより、当該年度分の合算合計所得額の見積額が前年の合算合計所得金額の2分の1に減少し、かつ前年の合算合計所得金額が600万円未満である場合などに減免することができるものであります。

直近3年間で徴収猶予、または減免した実績であります。令和4年度は徴収猶予、減免ともに実績はございません。令和5年度が徴収猶予の実績はなく、減免が2人、令和6年度は徴収猶予、減免ともに実績はないところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 減免についてもう一度お尋ねしますが、組合のほうから提出していただいた資料によりますと、令和2年度、2020年度が減免が372件、令和3年度、2021年度が49件とあります。これはどういった理由から突出して、令和元年度以前から平成27年度はないようでございますが、これはなぜ突出して多いのか理由をお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 令和2年度、令和3年度で減免の方が多いというのは、新型コロナウイルス感染症の影響ということでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） この減免なり徴収猶予ですが、被保険者が分かっているならば被保険者のほうから申出があるというように考えますが、実際に減免を受けた方もですが、組合からのアプローチだったのか、それとも被保険者からのお問合せが多かったのか、どちらがどういう数も含めて分かればお答えいただきたい。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 数については把握しておりませんが、基本的には納付相談にお越しいただいた際に実情なり状況をお聞きした上で、そのような制度に該当するかどうかというようなあたりでお話をさせていただくという場合もございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） そうしますと、納付相談とかそういうものに見えない保険者については督促状を出すか組合のほうから呼び出しされるか、それで納付について促していくというようになるかと今の答弁だと認識しますが、やはりもう少し減免とか徴収猶予について、きちんと周知していく必要があるかと考えます。いずれ、保険料はその所得段階に応じてきちんと保険料が決まっているわけです。組合としては適正な保険料だというような御認識でしょうから、我々にはそれがどうかという疑問符もあるのですけれども、やはりそのような部分についてはきちんと周知していく必要があるかというように考えますが、これからきちんと周知されていく、そういつ

た改善点とか今の周知の仕方、問題点とか、把握されているのであればどのようなものか御紹介
いただきたいです。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 制度の周知については、納付書をお送りする際に納付が困難な場合は納付
の相談をということで呼びかけをさせていただいております。それでその納付の相談で納付され
る方の状況なりをお伺いするということがまず一番最初に必要かというように考えてございま
すので、制度周知も含めて納付の相談とか、そういう相談体制を充実させていくということが必要
ではないかと思っておりますし、現時点においてもそのような対応には意を配しているところで
ございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 納付相談というのは大事だと考えるのですけれども、やはり納付が困難な被
保険者の方、世帯について、その収入の中で、生活費がこのくらい、保険料を納める、納めない、
納められないというような相談は当然あるかと考えますが、やはりそれ以外にも、一関市議会
の国民年金の件でもお話しした記憶がありますが、やはり借入金の状況とか、そういったもの
にもきちんと踏み込んで相談されるべきではないかというようにも考えます。借入れの中には俗に
言うサラ金、そういったところから借りた以前のグレーゾーン金利ですね、法定利率、それを
超えた分の過払い金も発生しているケースもありますので、それを自治体として過払い金を回収し
て保険料を収納してもらって、余った分は被保険者本人のものになるというような、そういった
先進的な取組をやっている自治体も全国に多くございますので、やはり構成市町と相談しながら、
連携しながら、そういった取組をしていくべきだというように考えます。

次に、先ほど同僚議員の質問にもありましたが、公費を投入して一般会計から割合を引き上げ
て保険料を減免するということですが、前にもお話ししましたが、2002年3月19日第154
回国会の参議院厚生労働委員会についてのやり取りですが、当時の厚生労働省は自治体で行っ
ている介護保険料の減免制度に対し、保険料の全額免除に収入のみに着目した一律の減免、そして、
保険料軽減分に対する一般財源への繰入れを不適切だという三原則を自治体に示しておりました。
当然承知されていることと認識しますが、当時の日本共産党の井上美代参議院議員は、この三原
則は政府の単なる助言にすぎず、自治体がこれに従うべき義務はないことということを当時の坂
口厚生労働大臣に認めさせております。その結果、大臣からは、この三原則を乗り越えてやる
というのをやめろとまでは言っていないというような、こういう答弁がされています。保険料減免
についてできないというようなお話がありますが、今のこの私の発言に対してコメントをいただ
ければお願いしたいです。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 保険料の減免ということであれば、減免の制度がありますので、それに
のっとってということで対応はしております。保険料の軽減を図るというような意味合いでの御質
問であれば、国のほうでそのような見解を示しているということでもありますので、拘束力はない
ということではありますが、国の考えということでもあります。それを踏まえて当組合でもその
ような考えを踏襲して対応させていただいているということでもございますし、以前もお話をい
たしましたが、会計検査の中でもそのような取扱いについて指摘があったということでもあります
ので、国の考えに沿った対応をするというのが適切なのかという判断で現在はいるところであり
ます。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） これも前回の一般質問と同じような、似たような答弁ですが、どうしてもできないのであれば、第 1 号被保険者に対して健康増進支援金か何かの名目で交付金を交付して実質差し引きで保険料の軽減を図る、そういった施策も取れるかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これまでもお話をしてきているところでありますが、基本的には私ども一部事務組合といたしましては、介護保険制度の中でどのようなことができるか、構成市町の共同の事務処理ということでもありますので、現行の制度の中でより効率的に効果的に行うためにはどのような視点で行っているところであります。新たな独自のサービスということであれば、やはり様々な形で構成市町に新たな負担を求めなければならないという状況でもありますので、現時点ではそのような状況ではないというような考えで事業を進めているというところであります。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） なかなかやる気がないというようなお話のようですが、いずれこのように保険料の滞納も発生しているわけですし、決して保険料も 2000 年の介護保険スタート当時から比べれば 2 倍以上、3 倍まではいっていませんが、保険料が上がっています。サービスはどんどん切り下げられているという状況でありますので、先ほど最初の議長席の前でお話ししたように、これだと本当に国家的詐欺になりかねないというのが介護保険の制度の今の現状でありますので、やはりせめて負担する保険料については何かしらの構成市町と、先ほどの答弁ですと協議もするような考えもないようにも取れますので、きちんとその辺は構成市町と協議して保険料の負担軽減、そういったものに取り組んでいくべきだということを申し上げておきます。

次に、併給調整の実態について先ほどお答えがありましたが、介護保険を優先するということですが、しかしケース・バイ・ケースだというような御答弁でしたが、この辺については被保険者の希望というか、そういうものは最大限優先されているものなのでしょうか、お尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 被保険者の意向といいますか、基本的には障がい福祉のサービスを受給しているかどうかという確認までは、必須の確認事項にはなってございませんので、訪問調査などの際にいろいろ状況をお聞きいたしますけれども、そのような際にお話をいただければ、構成市町の担当職員におつなぎするとか、そのような形で被保険者の意向には添えるような対応をしているものと捉えております。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 全国では障がい福祉のほうを利用していたほうがサービスが手厚いののに、厚生労働省の通達か何かで介護保険を優先しなさいというような通達があるように伺っております。そのために障がい者福祉から介護保険に移行になって、今まで受けられたサービスが無料だったのが有償になったとか、そういった低下するケースも全国にありますので、そういうふうにならないように取り組んでいただく、構成市町と連携しながら取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

次に、介護サービスの、必要とされるサービスや希望するサービスが提供されているのかという部分で、適切なサービスが提供されているというように認識が示されておりますが、そもそも介護サービスを利用する利用者、被保険者から特に改善を求める声とか、直接組合に届いている

声があれば御紹介ください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険の担当部署にはそのような改善の要望とか、そういうようなお声は届いていないところであります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 届いていないということですが、利用者の方で、ここをこうしてほしいとか、ああしてほしいというのは直接利用している施設に対して言っているというような状況なのでしょうか、組合の認識をお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 利用者の希望については、ケアプランを作成するケアマネジャーが第一の窓口として相談を受けておりますので、何かあればケアマネジャーのほうに相談がいつているものというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） それでは、特別養護老人ホームの入所待機者の件についてお尋ねします。
今後の見通しですけれども、組合としてどのように捉えていらっしゃるのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 特別養護老人ホームの入所待機者の今後の見通しでありますけれども、管内における要支援や要介護の認定者数は令和12年度頃まで増加し、その後は減少するものと見込まれておりますので、待機者数についても同様の傾向ではないか、同様の推移をするものではないかというように見込んでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほどの入所待機者の対応について、施設増設とそうならない予防が必要であるというようなお答えがありましたが、実際、令和13年度以降は待機者の見通しは減少されるということですが、やはり施設の増設について今入所が必要な方、待っている方がいるわけです。先ほどお話がありましたが、令和6年度で323人ですか。こういった方々がきちんと使える、今後長期にわたれば減少するということですが、施設をきちんと確保していくという必要がある、組合にはそういう責務があるというように考えますが、その辺、どうでしょうか、お尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 入所待機者がいらっしゃるというのはそのとおりであります。先ほど入所待機者数でお話をいたしました。令和6年度323人ということですが、そのうち早期に入所が必要な方は98人です。これは4月1日現在で、その後その方がどうなったかということで追跡調査を行い、12月末で数字を押さえてございますが、令和6年度では4月1日現在98人だったのが42人ということで減少しております。その中で、減少した理由で一番多いのが特別養護老人ホームへ入所できたという方です。

そうということで、待機者はおりますが、入所については多くの方が4月1日時点では待機ではありましたが、年度の途中で入所されているという実態もございまして、ですので、組合とすれば新たな入所待機者をつくらないようにしていくということがやはり必要なのかというように捉えてございます。そのために介護予防の取組を進めてございますが、平均要介護度ということで介護認定される方の介護度の平均でございまして、令和4年度は2.11、令和5年度は2.05、令和6

年度は2.01ということで、平均要介護度は徐々に下がってきてございます。これは介護予防の取組の成果の一つというように捉えてもいいのかと捉えてございますし、この要介護度が低くなればなるほど、施設利用ではなく在宅が可能な方も多くなってくるのではないかと捉えてございますので、そのような取組に力を入れてまいりたいと考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 介護予防の取組については、平均介護度から見て効果が出ているというようにお話でした。こちらについてはきちんと取り組んでいただいて、やはり介護状態にならない健康な体で過ごしていただくことが一番よいかは考えますが、ただ、先ほど12月末で早期に入所が必要な方、令和6年度は4月で98人が12月末で42人に減ったとはいえ、42人の方が現に待機しているわけです。この方について、減ったからいいのだというように私は解釈、理解はしませんので、やはりきちんと入所が必要な方が入所できる、そういった整備というのを組合としてもきちんと取り組んでいく必要があると考えます。

なかなか施設が拡充できない理由というのは主にどのようなものがあるのか御紹介ください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） やはり施設整備を行った際に長期的な経営を行っていかねばならないということだと思います。そういう中で、一つは将来的な高齢者人口の減少、要介護者の減少というものが想定されているということが一つ、また、働き手である介護人材の確保が難しくなってきているという、その両方の側面があると捉えてございます。施設を整備しても長期に施設が運営できないというような状況であれば一番不利益を被るのは利用者でありますので、施設が長期的にきちんと運営できるというような状況をつくっていくということも必要な役割というように捉えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 民間に施設の運営をやっていただく、今お話のような長期的に経営していけるのか、その利用者の減少とかというような問題があるのかと考えますが、であれば公設で特別養護老人ホームといったものをつくっていくというのはいかがでしょうか。全国では特別養護老人ホームではありませんが、そういった事業所を開設しているという情報もございますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 自治体が直営で施設を運営するということであれば、一関市が藤沢地域に施設を保有しておりますので、自治体がそういう施設を直接運営するということは可能だというように考えてございます。以前は多くの地域で自治体が施設を整備し、運営をしていたという経過はございますが、その後、民間のノウハウを活用したサービスを提供していくというような中で民間での、法人での運営という流れが今できているという状況でありますので、現時点でその流れを見直して自治体が直接、組合なり構成市町が運営していくという状況にはないのかというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） そんなことを言っている場合ではないのではないですか。実際に42人、これまでの経緯を見ると減ってはいますけれども、やはり必要とされる方、待機者にはきちんと手当をするというのは組合としての社会的責務ではありませんか、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この待機者についてサービスを提供していく責務というのはあるかと思いますが、一方で、自治体で施設を運営するということの民間、法人への影響ということも考慮しなければいけないというように思っております。それによって民間、法人への影響が大きい、管内エリアトータルでどうかというような視点で考える必要もあるというように思っております。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 民間の事業者に影響というようにお話がありましたが、実際42人、待機者がいるわけですから、この方をゼロにしたとして民間の事業者に影響が出るというのは到底考えにくい部分がありますので、やはりきちんと待機者をなくす、あとはこれ以上待機者をつくらないというように、そういった取組はもうなされているというように伺いますが、やはり施設についてはきちんと公設なり民設なり対応していくべきであるというように考えますし、それが組合の責任であるというように思うということを申し上げておきます。

訪問介護の件についてですが、令和5年度から令和6年度で収益が減少しているということで、これは経費の増で収支が悪化しているというようにお答えですが、この事業者、訪問介護事業者なりの相談窓口が、広域行政組合としてこういうものは確立されているのでしょうか、お尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 相談窓口という形では設けてございませんが、相談については随時お受けしてございます。また、訪問介護に限ったことではありませんが、事業所への運営指導なり訪問して意見交換をする場もございますので、そういう中で意見交換はさせていただいているところでございます。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ある介護事業者からお聞きしたお話ですが、やはり構成市町と組合の責任の所在が曖昧だというように指摘があります。もう少し事業者の方に分かりやすく明確にするべきではないかというように考えますが、そういった認識はございますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 構成市町と組合の責任の所在が曖昧だというところの具体的な内容が分からないからですけれども、いずれどちらの分だということではなくて、御相談があれば必要に応じて、これは構成市町でお答えしていただかなければならないというものもございますので、そういう際はおつなぎするとか、そういう対応をさせていただきたいと思っております。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 介護人材についてお尋ねしますが、人材確保について介護事業者、全ての業種通じてですが、きちんと人材が確保されているかどうか、組合の認識、組合の捉え方というのはどうなっているのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 人材確保につきましては、法人なり施設に行ってお話を伺った際にはやはり人材確保は課題だと、今後の将来的な課題、現時点でも課題だというお話はいただいております。そのとおりだと思っております。ただ、法人の努力で、現時点では必要なサービスが提供できる体制は取られているのではないかというように捉えてございますが、長期的に今の体制が確保できるのかといえ、やはりそれは大きな問題になるのであろうというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） これも実際に介護事業者からお伺いしたお話ですが、外国人の採用について、市ではないですが、補助があるのですけれども、実際に住居の手配などの費用がかさんでしまい、かえって費用がかかってしまって安易に採用できないというような声があります。組合として何か支援策というのを構成市町と連携して取れないものでしょうか、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 人材確保については、やはり必要な部分だということでの認識は組合としても持っています。人材確保について、おっしゃるとおり構成市町にかかわらず、国や県の取組もごいますので、そういうものを事業者につなぐとか、そういうようなトータル的な対応というものは考えてまいりたいと思っております。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） よろしく願いいたします。

次に、最後になりますけれども、ある介護福祉士を目指す高校生の保護者の方から実際に伺ったお話ですけれども、介護人材が足りないという認識を持っていらっしゃるしまして、実際に介護する立場になったら自分の家の介護にも役立つとも考えて介護の道を選ぶと、高校3年生の方のお話ですが、ただ、実際の現場はどうなのかというと、志高く入ってきても実際の介護現場で多忙を極めるとか低賃金だとか、そういった状況で心が折れて退職していくという実態も全国では多くございます。

このような方が実際に介護現場で当初のやりがいというか、志を持ってずっと働けるように事業者と一体となって支援していく必要があるというように考えます。当然そういった施策も、今あるものだけではなくて、これからもきちんといろいろ検討し、充実していく必要は当然あるというように考えますし、そもそも高齢者福祉を充実させるということは、やはり誰一人取り残さない自治体をつくる上で非常に重要であるというように私は考えます。誰でも安心して住める町をつくるということは、自治体、組合も含めて社会的使命であるということを考えておりますが、そういった部分でいかがでしょうか、所見があればお聞かせ願います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今、介護保険制度に対する様々な課題ということでの話をいただいたところでありますが、やはり介護人材の確保、処遇改善などについては、一自治体なりの取組ではなかなか難しいというような状況だと思っております。やはり国における介護制度の設計の中で、そういう課題をどうやってクリアしていくかというのを盛り込んでいただくということも必要な策かというように考えてございますので、現時点では当組合でも全国広域化推進会議に加入してございます。その中で国に対して地域の実情なりを踏まえた中で要望し、改善を要望しているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ぜひ住みやすい地域を構築するためにも介護保険の制度の拡充なり充実というのは当然必要だというように考えますので、管理者である一関市長も市長会を通じてそういった要望は国に対して要望されているものと承知しておりますので、引き続きそういった取組を続けていただきたいというように考えているということを申し上げまして、質問を終わります。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問を終わります。

午前の会議は、以上とします。

午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0 時27分

再開 午後 1 時30分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、千葉栄生君の質問を許します。

千葉栄生君の質問通告時間は50分で一問一答方式です。

2 番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 質問順番 3 番、千葉栄生です。

令和 7 年度施策の推進方針骨子において、人口減少が進行する中、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが重要であるとしています。これは毎回、この前段では申し上げております。

そこで、施策の推進における衛生業務について、通告に沿って大きく 2 点について一般質問を行います。

まず 1 点目は、当組合が計画している新最終処分場建設予定地への住民理解を得て進めるとしてありますが、近隣住民から、近年増加しているゲリラ豪雨による増水や遮水シートの劣化、破損による地下水への漏えい、市道構井田鳥羽線の交通など、生活環境への不安が解消されていない、このまま建設されては困るなど、不安の声が寄せられています。

そこで、住民理解促進への取組として 2 点伺います。

1 点目は、新最終処分場ができることによる周辺住民の安全対策を万全にすることにより住民理解が進むものと考えますが、現在計画している施設構造について、埋立地をオープン型からクロズド型にすることや遮水シートをさらに何重にもするなどの新たな検討をしているかお伺いいたします。

また、施設周辺の市道や取付道路など、交通への対応をする考えがあるかどうか伺います。

2 点目は、建設予定地周辺の住民から新最終処分場に対する不安の声が住民説明会などで組合に届いていると思いますが、施設整備や施設の構造に対する意見交換の場を設定するなど、検討をする考えはないか伺います。

大きな 2 点目は、リサイクルや分別は構成市町と連携して 3 R に向けた意識啓発を図り、資源化と減量化を推進することから、一般廃棄物への減量化への取組について 2 点伺います。

1 点目は、令和 5 年度と令和 6 年度の組合全体としてのごみの搬入量について、特に使用済み小型家電回収の実績について伺います。

あわせて、資源化とごみの減量化を推進する取組の課題と今後の対応についてもお伺いします。

2 点目は、令和 6 年度から新たに取り組み、本年度も継続して取り組まれている指定ごみ袋を使用せず、缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装をコンテナとネットを設置して資源ごみを回収するコンテナ等回収実証事業についてです。

令和 6 年度の実施状況と事業実施による課題と、その課題に対する対応状況についてと令和 7 年度の取組状況について伺います。

未来を見据えたごみ問題解決のために組合と住民が力を合わせて自主的なごみ行政を確立することが大切と確信しています。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 千葉栄生議員の質問にお答えいたします。

新一般廃棄物最終処分場、以下は新最終処分場と申し上げます。この整備についてであります。

お尋ねのオープン型、クローズド型いずれの施設形式とするかについては、施設整備基本計画を策定する段階で検討しており、オープン型とクローズド型の比較検討を行った結果、オープン型が優位であるとしたところであります。

この施設形式については、施設整備検討委員会において4回にわたり検討を行っており、また、どなたでも参加できる住民説明会を開催し説明をしてきたほか、組合広報紙くらしの情報で住民説明会で説明した内容を広く周知をしてきたところであります。

具体的な検討結果としては、まず、クローズド型はメリットとしては外観がよく、埋立地内への雨水を排除でき、浸出水の処理量を低減する効果があるものの、デメリットとして、埋立物が物理的にも、化学的にも変化しなくなる安定化といわれる状態にするために人工的に散水を行う方式のため、散水に要する用水、水道水であれ井戸水であれであります。これらを確保する必要があります。また、閉鎖空間での埋立作業となることから、環境保全のため空調設備、照明設備、散水設備などを設置して換気する必要があるため、経済的にかかなりの高コストとなります。安定化の状態になる時期は散水量次第となるため、最終処分場としての施設の廃止時期も遅くなることが挙げられます。

一方、オープン型は埋立地内への降雨がそのまま廃棄物層に浸透し安定化する形式であります。水や空気供給は主に自然エネルギーにより行われる自然条件による施設形式であり、経済的で早期の安定化が得られる利点があるほか、沢地などの自然の地形を利用した建設が可能であり、大規模な施設を経済的に建設することが可能であります。

これらを踏まえ、新最終処分場の形式を比較検討した結果では、安定性や安全性、埋立作業の作業性など13項目中、オープン型のほうが優れているものが9項目、クローズド型のほうが優れているものが1項目、オープン型、クローズド型いずれも同等とするものが3項目となり、総合的に見てオープン型が優位であるとの評価となったところであり、オープン型で進めていくことに変更はございません。

次に、遮水シートについてであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に適合するよう十分な強度、耐久性、施工の確実性を有し、容易に損傷しないものとする計画であり、具体的な設計を進める予定であります。

主な対策としては、遮水シートを二重構造にすることや保護マットなどを敷設し、遮水シートの劣化を防止するとともに、漏水検知システムを導入し、万が一、遮水シートが損傷した場合にも外部へ漏水する前に修繕できるよう対策を講じております。さらに、豪雨発生時の安全性についても、大雨などの自然災害にも対応できるよう具体的な仕様を定めております。

このようなことから、施設の構造についても計画どおり進めていく考えであります。

次に、施設周辺の道路整備などの対応のお尋ねについてであります。生活環境影響調査で施設の稼働により生活環境への支障はないことを確認しており、新たな対策を講じる必要はないものと捉えていることから、組合が施設周辺の道路整備などを行う予定はありません。

実際に施設の稼働を開始する際には、周辺住民の皆様との協議の場を設け、想定している4トンダンプが通行する時間帯について、周辺住民の皆様に配慮した対応を検討してまいりたいと考

えており、施設が稼働した後においても継続的に施設の稼働状況について報告をし、意見をいただく仕組みを講じてまいりたいと考えております。

なお、事業の実施主体が広域行政組合ではなく一関市の事業となりますが、現在、建設予定地周辺で市道、一関市道の下駒場下木六線の道路改良事業として測量設計の予算が令和7年度当初予算に計上されております。これは新最終処分場の場所が決まったことから、これまで地元から一関市に要望されていた市道整備の検討を行うこととなったものであり、幹線道路へのアクセスや周辺住民の利便性の向上を目的とするものとされております。

一関市において今後具体的なルートを検討していくことになるものでありますが、検討の結果によって新最終処分場の施設周辺の整備との調整が必要になる場合も考えられることから、組合として一関市と情報共有をしていく考えであります。

次に、新最終処分場の整備計画に係る意見交換のお尋ねであります。

施設の構造や計画については、令和元年9月に設置した施設整備検討委員会で最終処分場整備の専門家の助言を受けながら比較検討を重ね、令和4年3月に一般廃棄物最終処分場整備基本計画として取りまとめた以降、令和5年1月に作成した新一般廃棄物最終処分場基本設計及び令和7年2月に作成した実施設計では、過去に一般廃棄物最終処分場に係る設計業務の実績があり、専門の技術者を有する委託業者によってこれまで検討された施設計画の前提条件、設計条件を基に施設の能力や構造を設計してきたところであり、施設の安全性についてもこれまでの説明会や組合広報紙においてお知らせをしてきたところであります。

このことから、これまでの検討の中で優位ではないとされた施設形式や能力を見直す必要性、変更する必要性はないものと考えております。

組合としては、今後建設工事を安全に進める上で地元での説明会を開催することになることから、そのような機会を捉えて工事の進捗に応じて不安に感じておられる住民の意見を聞いてまいりたいと考えております。

また、実際に施設が稼働した後におきましても、継続的に施設の稼働状況について報告し、意見をいただく仕組みを講じてまいりたいと考えております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁いたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、資源化とごみ減量化を推進する取組についてでございますが、当組合管内全体のごみの搬入量については、令和5年度と令和6年度を比較すると、令和5年度が3万2,784.12トンに対し令和6年度が3万1,707.51トンで1,076.61トン、割合にして3.3%減少したところであります。

また、使用済小型家電回収の実績については、令和5年度が36.56トンに対し令和6年度が45.72トンで9.16トン、割合で25.1%増加いたしました。

この使用済小型家電回収がより進んだ理由は、令和6年度に小型家電に使われている金属の再資源化を図るため回収品目を拡充したことやチラシによる周知を行ったことによるものと捉えております。

資源化とごみの減量化を推進する取組については、現在組合では小型家電に使われている金属の再資源化などを図るため、使用済小型家電回収と指定ごみ袋を使用せず資源ごみを回収することによるごみの減量化の効果を検証するため、コンテナ等回収実証事業を実施しております。また、ごみの資源化や減量化に向けた情報を発信していくため、ごみの分け方出し方テキストやご

み分別アプリなどによる分別についての周知及び啓発を行っております。

なお、本年度から外国人の方に分別の周知を図るため、ごみ分別アプリを改修し多言語化対応を図ったところであります。

また、ごみの減量化のため住民の皆様がごみ処理の現状や自分に何ができるかなどについての理解を深めていただくため、清掃センターの施設見学、リサイクル工作教室、再生品販売などの環境学習に取り組んでいるところであります。

資源化やごみの減量化の課題と今後の対応であります。資源化については使用済小型家電の回収量は増加しているものの、環境省が定める小型家電リサイクルにおける再資源化の目標値は1人当たり年間1キログラムとされており、この目標に当てはめれば組合全体で111トンの回収量が必要であります。回収実績は45.72トンで達成率は41.2%にとどまっているところであります。そのため、引き続き使用済小型家電回収の周知を図り、住民の資源化意識を高め、回収量の増加につなげていきたいと考えております。

また、空き家の片づけなどによる持込搬入の問合せが増えてきております。組合の対応としては、持込搬入の際、資源ごみへの分別を徹底していただくことが資源化につながっていくものと捉えており、分別の周知に努めてまいりたいと考えております。

今後のごみの減量化の見通しについては、人口減少の影響で総排出量は減少いたしますが、1人1日当たりの排出量は増加することが見込まれており、ごみの減量化と資源化を推進し、ごみの発生を抑制していく必要があると考えております。そのため、家庭などでごみを出す段階で資源として利用できるものは資源ごみに分別するなど、引き続き住民一人一人の意識を高めるための取組が必要と捉えており、ごみ収集カレンダーやごみ分別アプリの周知など、これまで実施している取組を継続し、ごみの分別の意識の浸透を図ってまいりたいと考えております。

次に、コンテナ等回収実証事業、以下、実証事業と申し上げますが、この実施状況についてであります。令和6年度に指定ごみ袋を使用せずに資源ごみを排出するための試みとして、当組合で集積所などにコンテナ及びネットを設置し、資源ごみを回収する実証事業を10月から12月までの3か月間、管内11か所で実施をいたしました。

課題については、回収をするためのコンテナなどの設置及びそれらを保管するスペースを確保できないようなところは回収場所とすることが難しく、管内全ての集積所でコンテナなどでの回収を行う場合は、コンテナなどを設置するスペースのない集積所は別の場所への変更が必要となること、雨天や強風時はプラスチック製容器包装のような軽いものはコンテナやネットから飛散しやすいこと、一関市役所本庁及び藤沢支所では想定していたより住民の利用が少なかったこと、従来の収集に比べ回収の際に作業に要する手間がかかり、作業時間が増大したことなどを主な課題として把握したところであります。

また、事業実施後に行った利用者アンケートの中で改善点を尋ねる質問に対しましては、雨天や強風時の影響を受けにくい設置場所の検討、曜日に関係なく常時出すことができる回収場所の検討といった意見が寄せられたところであります。

令和6年度の事業実施による課題への対応状況と令和7年度の取組については、寄せられた意見を踏まえて、本年度は回収品目については飛散しやすいプラスチック容器包装や割れる危険性がある瓶類は対象とせず、回収品目を缶とペットボトルのみとし、設置場所についてはコンテナなどの設置及び保管スペースが確保でき、天候の影響を受けにくい場所で、曜日に限らずいつでもごみ出しができ、住民の利用が多い市民センターなどで実施する予定であります。

また、期間は10月から12月までの3か月間、コンテナなどの設置場所は12か所を予定しており、今後事業実施のチラシを全戸に配布して周知と案内を行っていく予定としてございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） それでは、再質問させていただきます。

まずは最終処分場のほうから再質問させていただきます。

施設の構造、そして周辺の見直しはしないという答弁がありました。私は毎回、最終処分場の質問を行っているわけですが、やはり住民説明会の中でも、前回の一般質問でも申し上げましたが、やはり不安があるというところの中で不安に思っている方々から提案されているオープン型からクローズド型にしたらどうだというようなお話は説明会でも出ていたと思いますが、その認識で間違いはございませんか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設の形式については、これまで説明会で話した際に変更してはどうかということではなく、他ではこういう事例があるというような話で伺ってございましたので、クローズ型に変更してはどうかという提案をいただいたという認識は持ってございません。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 私の聞き間違いだったのでしょうか。私はそのような提案のように受け止めたわけですが、やはり違いがあるという中で、どうしても不安を解消するために組合としてどのように取り組むかということが大事だと私は思っております。専門家の評価によってこれが適切だと、この施設が適切だという判断を下したというのは、それは施設に対しての判断を下したわけであって、住民の理解を得るため、そして不安解消につなげるための評価ではないと私は感じますけれども、その点の違いをどのように解釈しているのかをお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民の皆様が様々な不安を抱えているというのはこれまでの説明会の中でいただいております。その中で周辺環境への影響という話も以前からお話をいただいているわけですが、それについては環境影響評価という調査を行い、どういう影響があるかということをお示ししたいというようなことで行ってまいりますので、住民の皆様が感じる不安を解消する方策の一つとして実施しているという認識でございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） その生活環境影響調査の結果を聞いても、それでもなお不安だと言っている方がおられるというのは事実でございます。ですので、組合とすればいかにそこを理解してもらえるか、そして納得してもらえるかという取組が必要だと私は感じます。

ところが、今までこの間ずっと申し上げてきましたが、今までどおりで行うと、検討はしないという答弁でありました。やはりこの不安を解消するためにも遮水シートをさらに厚くして漏れることのないように対応するなど検討する必要があると私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民の皆様の不安の解消ということでこれまでいろいろお話をしてきました。議員から御提案のあった内容をすれば住民の皆さんの不安が解消されるかということ、やはりこれまでの説明会の中では最終処分場という存在が不安だというような形で受け止められている方もいらっしゃるということに受け止めてございます。

そういう中で、そういう対策をすれば理解がいただけるかということについては、必ずしもそ

うではない部分もあるかと思いますが、今計画している中身で大丈夫なのだとということで理解を求めていくように努めるということも一つ必要なものだというように思っております。

以前にもお答えしておりますが、現在最終処分場が東山と舞川にございます。その周辺住民の皆様も不安がないわけではないのです。それに対して、我々がいろいろ水質の検査とか、そういうものをきちんとやって結果をお示しして、環境に影響はないのですという、地道に毎年取組をしてお知らせをし、それで理解をいただいている、不安はなくなっているわけではないけれども、施設については理解をすると、そういう状況になってきている状況でありますので、不安を全て解消するというのはなかなか難しいと考えておりますし、その不安を低減していくための努力というものが求められているのではないかというように思っておりますので、これについてはゴールはないと思っております。施設整備をする前から現在、できた後も継続してそういうことは取り組んでいく必要があると思っております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 全ての不安に対応することは難しいというのはそのとおりだと思います。ですが、少しでも、一つずつでもその不安を解消するために意見を聞き、それに対応する努力をするような考えが必要だと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これまでそのような取組をやってきたつもりであります。候補地選定の中身からもどのような施設を造るのか、こういう中身でやります、遮水シートはこうですということについても検討の段階から住民説明会を開きながら説明をし、一つ一つステップを踏んで進めてきたというように考えておりますので、そのような理解をしていただくというような気持ちでこれまで進めてきた結果が今の形になっていると捉えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） このまま進めても、やり取りがずっと同じこと、平行線をたどりそうだと私は思いますが、その説明会の中で丁寧に説明をして理解を進めるためにやってきたのだと、十分にそれに尽くしてきたと毎回当局のほうは申し上げますけれども、実際問題、その説明を聞いた住民の方々はそれで納得できていないという現状にあるわけです。それに対して当局とすれば少しでも不安を解消するための取組をする、検討する必要があると思いますが、再度、今後検討する予定はないということではよろしいでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 見直しについては、先ほど管理者がお話ししたとおりに、内部の検討の中で形式についても有利なもの、優位なもの、そのような検討の中で将来的に見てこの施設形式が優位であるというような判断の下に決定をさせていただいておりますので、この計画で進めさせていただきたいというように考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） それではなかなか住民理解が進まないと思います。やはり不安を解消して少しでも住民の声を聞く、少しでもという話はないですけども、住民の声に寄り添って対応していくことが行政の役割だと私は思っております。その気概がないというか、つもりがないというのは本当に残念なことだと思います。

その施設ができることによって地域住民の方々はその施設とともに何十年と生活をしていかなければいけないわけです。それに対して組合として、より安全な施設を造り上げる必要性、そし

て義務があると思います。なぜならば、何かあってからでは遅いからです。住民が、あのとき、こう言ったよね、どうしてやってくれなかったのだというような事案が起きた場合に、大きな責任を問われると私は思います。やはりその不安を後世に残さないためにも、これからその施設を建設するに当たっては住民の声を聞き対応していくような事業を行うべきだと私は思いますが、また同じ答えになるので、答弁は求めません。

次に、取付道路、そして市道構井田鳥羽線ですか、その道路に関しての不安に対する質問をさせていただきたいと思います。

やはり施設ができたことによって、交通量は、先ほど同僚議員の答弁の中でもありましたけれども、大きな差はないというようなことで、道路は組合として改修するつもりはないというようなお話がありましたが、私の地域から見れば構井田鳥羽線はかなり多い交通量だと思うのです。その中でさらに大型車両が通るというところで、子供たちの交通安全というか、交通の不安が多く、特に新興住宅の方々から寄せられています。それを広域行政組合と一関市と協議をしているような取組があるのかどうかお伺いいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ちょっと前の質問になりますが、今後の施設整備に当たって住民の方との意見交換をする機会とはということでありますが、施設を整備するに当たっては地元の方と話し合いをしながら整備を進めていくことにしてございますので、そういう機会は設ける予定としてございます。

道路の関係につきましては、環境影響評価の中でも交通量について支障を生ずるものではないというようなことでありましたので、組合から話をするということはございませんが、ただ、住民説明会の中で地域の方がどのようなことを考えているかという御意見を把握していただきたいということで、千厩支所の担当課の方に同席いただいて、地域の方がどのような考えをお持ちになっているのかということを理解していただくため、説明会に同席いただいて把握していただいているという進め方をしてきたところであります。

議 長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） ということは、広域行政組合と市で、取付道路というか、構井田鳥羽線と取付道路に関する協議は行っていないということではよろしいのでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 道路整備について、一関市と協議をしているという状況ではございません。

議 長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 協議していないということですが、やはり住民説明会の中でも不安に思っている方々から道路に関する不安も寄せられていたと私は思います。その説明会の中に千厩支所の職員も同席してもらって話を聞いてもらうという取組はしたというようなお話ですが、やはりこれは最終処分場ができることによって、これまでの不安も含めた対応をしてほしいという要望があったと私は理解しておりますが、やはり市と広域行政組合がこれからも道路交通の安全対策をとともに考えていく必要があると思いますが、今後も検討する考えはないかお伺いいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 組合としてやはり現状の道路状況で支障がないというようなこともございましたので、組合が主導して道路について検討するということはないと考えてございます。ただ、一関市のほうでそういう住民説明会の意見などを踏まえた中で道路整備についてどのように検討

していくのかというようなことになろうかと思いますので、組合として意見を申し上げるという状況ではないというように捉えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） それでは、最終処分場が建設される工事が行われる最中の構井田鳥羽線の交通安全、安全対策というものは市と協議されているのかどうかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 工事施工の際の安全対策については、まだ工事の発注なり、そういうものがなっていないので、それについては基本的には工事を発注し業者が決まり具体的な対応、誘導員を配置するとか車両の通行時間をどうするか、様々な検討課題が出てくるかと思いますが、いずれ施工業者が決まった中でなければ具体的な協議というのは進められないのかというように思っております。必要なことだとは思っておりますが、具体的な検討をしているという状況ではございません。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 今後、意見交換の場は工事開始とその進捗状況の説明会になると、その中で報告していくような答弁があったと思います。やはり工事が開始してから行うのではなく、やはり工事によっての不安、そして危険な箇所、そして環境改善、環境対策をするためにも事前に地元住民との懇談、または対話をする場が必要だと考えますが、今のところ、その計画をしていることがありますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 場所は違うのですが、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、現在造成工事を行っているところでありますけれども、これについても行政、事業の実施主体である一関市、広域行政組合、業者、そして地元の方、そういう中で工事の進め方なり進捗状況はどうなっているか、安全対策はこのようなことをやっていきたいというようなことを説明し、意見交換をする場を設けてございますので、最終処分場においても同様な場は設けてまいりたいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ぜひ、工事だけではなく、これまでの経過の中でも様々な不安が寄せられているわけですから、それに対応できるような意見交換の場にしていきたいと私は思います。やはりこのままでは住民理解は進んでおらず、不安解消につながっていない中での工事が進んでいくことを、私は了承できるものではないと申し上げておきます。

それでは、次に、ごみの減量化の取組について再質問を行います。

令和5年度、令和6年度のごみの排出量をお伺いいたしました。33%減少したという中ですが、この大きな要因とすればやはり人口減少と捉えてよろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 減少率は3.3%となります。

やはり大きな要因は人口減少ということで捉えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 人口減少が進んで可燃ごみの総排出量というところですが、資源化、そしてごみ分別がどうして進まないのかということが広域行政組合の課題でもあると私は思っております。

分別をさらに進めるために小型家電回収の品目を増やして、36トンから45トンに増えてきているということは報告でありました。本当にすばらしい取組だと思っておりますが、やはりまだまだ分別の周知が進んでいないという課題も挙げられております。

その中で、外国人への対応として、ごみ分別アプリで外国語対応のアプリをつくったと、開設したような説明がありましたが、その外国人に対する、外国人差別ではないのですけれども、外国人からのごみ分別に関する問合せなどはあるのかどうかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 菅原一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（菅原彰君） 直接、外国人の方からごみ分別について問合せというのはなかったところがございます。ただ、外国人の方を雇っている企業の方から問合せがあったことはありますが、直接外国人の方から聞かれたということはなかったところであります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） その外国人を雇っている方からというような答弁がありましたけれども、その企業のほうからはどのような問合せがあったのか、その内容がもし分かるのであれば教えていただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 菅原一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（菅原彰君） 詳しい内容までは把握していませんのですけれども、プラスチックの出し方や紙の出し方についての問合せであったというように捉えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） やはり、本来であれば一関市と平泉町の住民が率先して行って、その外国人の方々にも指導できていくような、そういう資源ごみ回収の流れがつくられればいいと思っているわけですが、なかなかそこがうまくいっていない現状にあるのだと私は思っております。やはり企業からの問合せを聞きながら、外国人と日本人と言ったらいいいのですか、地元の方々がともに分別を進めていけるような環境づくりが必要だと考えます。やはりそれに向けた広域行政組合としての取組も必要だと考えますが、今後検討する考えがあるのかどうか、もし考えていることがあればお伺いしたい。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 外国の方への対応ということですが、これまではやはり外国の方がごみをどう分別したらいいかというルール、自治体によって異なる部分もありますので戸惑いがあったのかと思います。今回、ごみ分別アプリの多言語化を図ったということで、企業の方もこのアプリを見れば分かりますよというような形で、その企業の担当の方が分別の内容を細かく教えてあげなくても、外国の方が自ら分別できる環境ができるのではないかと考えてございます。

また、企業にかかわらず、地域に住んでいる方、お近くの方がこういうものがあるのだというようなことで御協力がいただければ、そういう外国の方の分別というものはこれから進んでいくのではないかと考えてございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ぜひ、ともにごみ分別が進むよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、コンテナ等回収実証事業の件について再質問いたします。

令和7年度は缶とペットボトルに限定したというような答弁があったと思いますが、再度確認させてください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 本年度は回収品目を缶とペットボトルということで限定をさせていただきたいと考えてございます。これについては、実証事業を令和6年度に収集所で実施した際にプラスチック容器包装なり瓶の課題というものはある程度把握できたというように考えてございます。

昨年度は、拠点的な形で実施した一関市の本庁舎、藤沢支所において、その利用が少なかったため、利用を促進するためにはどうしたらよいかという中で、プラスチック容器包装についてはアンケートの中で非常に手間がかかった、強風時に飛散をして集めるのが大変だったというような課題もございましたので、拠点的な場所で実施する際には、利用者の方が利用しやすい体制をということで品目を絞らせていただいたということでもあります。

そのほか、実際の実施に当たっては、令和6年度、令和7年度の2か年度にわたって実施した内容を踏まえた上でどのような方向性がよいかということは、今後、検討してまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） プラスチック容器包装と瓶の課題が分かったので、今回はペットボトルと缶に絞ったというようなお話でありました。前回の一般質問でも取り上げたわけですが、その中で業者の方からネットの回収に時間がかかって大変だというような課題もあったと伺っております。それに対応するような取組を何か業者とともに検討されているのかどうかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 本年度の実証事業をやる際に対象品目、場所もそうですけれども、実際やる実証事業の内容を組み立てる際に、業者からの意見も踏まえてこのような体制にしたということとでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 令和6年度はアンケートを行って意見や課題を吸い上げる取組をしたと思いますが、令和7年度も同様に行うということによろしいでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） アンケートについては現時点では決めているところではございませんが、今回は市民センターで実証事業を行うということで考えてございますので、随時、実施の状況について意見交換もできることから、終わった後にアンケートという形ではなく意見交換という場も考えられますので、どちらがよいのかというところは今後検討させていただければと思います。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ぜひ、実証事業でありますので、意見を聞きながら改善できるものは改善できるような取組をしていただいて正式な事業に結びつけていただきたいと思います。これは本当に私たちが切望してきたものでありますから、ぜひ素晴らしい取組にしていきたいと思います。そして、住民の方々にも分別をさらに進められるような、意識向上に努められるような環境づくりを今後も広域行政組合として努めていただきたいと思いますという願いを申し上げて一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 日程第5、報告第1号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について及び日程第6、報告第2号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の精算の報告について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 報告第1号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について、申し上げます。

本件は、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備運営事業者選定事業及びエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地造成事業について、合わせて1億8,996万9,900円を令和7年度に通次繰越したので報告するものであります。

次に、報告第2号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の精算の報告について、申し上げます。

本件は、令和3年度から令和6年度までの4か年継続事業として実施したエネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価事業及び一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査等事業の継続費について、精算報告するものであります。

以上であります。

議長（千田恭平君） 報告に対し質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

午後2時35分まで休憩します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時35分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第7、認定第1号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第8、認定第2号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 認定第1号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

議長（千田恭平君） 中村会計管理者。

会計管理者（中村由美子君） 令和6年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、総括的な説明を申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算総括表であります。

表の左から4列目の収入済額、2つ飛びまして支出済額、さらに2つ飛びまして右端の収入支

出差引額の欄で説明いたします。

初めに一般会計について申し上げます。

収入済額35億3,781万5,802円、支出済額31億7,199万7,540円で収入支出差引額は3億6,581万8,262円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、介護保険特別会計事業勘定であります。収入済額169億2,220万1,013円、支出済額165億5,199万3,518円、収入支出差引額は3億7,020万7,495円であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定であります。収入済額3,422万4,301円、支出済額3,152万9,254円、収入支出差引額は269万5,047円であります。

なお、実質収支額についてありますが、ただいま申し上げました各会計の収入支出差引額から令和7年度に繰り越す事業の財源の額、これを差し引いた額が実質収支額となります。

一般会計において繰越事業がございますので、説明を申し上げます。

36ページをお開き願います。

一般会計の実質収支に関する調書であります。

調書は千円単位となっております。表の区分、4、翌年度へ繰り越すべき財源の欄を御覧ください。

(1)の継続費通次繰越額が1億8,996万9,000円となっており、実質収支額は1億7,584万9,000円となります。他の会計には繰越事業がございませんので、先ほど申し上げました各会計の収入支出差引額が実質収支額となります。

以上で決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 令和6年度一関地区広域行政組合決算の概要につきまして、主要な施策の成果に関する説明書により一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

説明書の2ページをお開き願います。

まず、一般会計の決算について説明を申し上げます。

決算額は千円単位で申し上げます。

(3)の歳入決算につきまして、1の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は26億7,065万円、前年度比で3億9,004万1,000円の増であります。

2の使用料及び手数料について、使用料は、清掃センター敷地内に設置を許可しております自動販売機などの敷地料、手数料は、一般廃棄物処理業などの許可申請手数料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料であり、決算額は1億7,162万8,000円、前年度比で771万1,000円の減であります。

飛びまして、8の諸収入は、清掃センターにおけるアルミ、スチール、紙、ペットボトルなどの資源物などの売払金であり、決算額は8,974万円、前年度比で1,364万1,000円の減であります。

3ページとなりますが、(4)の歳出決算につきまして、1の議会費は、組合議会議員報酬のほか会議録作成などの議会事務費に要する経費であり、決算額は251万3,000円、前年度比で87万2,000円の増であります。

主要な事業につきましては、9ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2の総務費は、組合運営に要する経費のほか、財政調整基金への積立てをしたものであり、決

算額は2億7,159万8,000円、前年度比で1億1,318万7,000円の増であります。

主要な事業につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、財政調整基金の年度末現在高につきましては、後ほど財産に関する調書の説明において説明をいたします。

3の衛生費は、火葬、ごみ処理、し尿処理に要する経費で、決算額は28億8,898万8,000円、前年度比で5億1,020万1,000円の増であります。

4の公債費の決算額は889万9,000円、前年度比で142万5,000円の減であります。

(5)の分担金及び負担金の内訳につきまして、構成団体ごとの分担金及び負担金の内訳は記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が24億9,486万8,000円、構成比は93.4%、平泉町が1億7,578万2,000円、構成比は6.6%であります。

4ページをお開き願います。

(6)のア、目的別地方債残高につきまして、令和6年度末残高は1,256万3,000円であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定の決算について説明を申し上げます。

5ページとなりますが、(2)の歳入決算につきまして、1の保険料は決算額は30億5,949万8,000円、前年度比で3,108万6,000円の増であります。

2の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は24億6,874万2,000円、前年度比で4,655万6,000円の減であります。

次に、(3)歳出決算につきまして、1の総務費は、保険事業の総務的な業務や保険料の賦課徴収、要介護認定に係る調査及び審査に要する経費であり、決算額は2億7,427万円、前年度比で1,271万円の増であります。

主要な事業につきましては35ページに、認定者数につきましては40ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2の保険給付費の決算額は149億9,249万3,000円、前年度比で1億6,642万9,000円の増であります。

なお、介護サービス費等の給付実績につきましては41ページ、42ページに、介護保険事業計画と給付実績との比較につきましては43ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

3の地域支援事業費は、介護予防事業及び包括的支援等事業に要する経費であり、決算額は7億3,908万8,000円、前年度比で4,282万7,000円の増であります。

4の基金積立金は、保険料及び基金利子を介護給付費準備基金に積立てしたものであり、決算額は1億4,072万2,000円、前年度比で1,952万1,000円の減であります。

6の諸支出金は、前年度の介護給付費などの精算に伴う国、県、構成市町への返還金及び過年度保険料還付金であり、決算額は4億542万1,000円、前年度比で924万円の減であります。

6ページをお開き願います。

(4)の分担金の内訳につきまして、構成団体ごとの内訳は記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が23億2,091万1,000円、構成比は94%、平泉町が1億4,783万1,000円、構成比は6%であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定の決算について説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

サービス勘定につきましては、一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターが所掌する要支援１、２などの利用者の介護予防支援計画、いわゆる介護予防ケアプランの作成管理をするものであります。

(2)の歳入決算であります。１のサービス収入は、介護予防ケアプランの作成料であり、決算額は3,351万円、前年度比で132万4,000円の増であります。

次に、(3)の歳出決算であります。１のサービス事業費は、介護予防ケアプランの作成に係る事務費及び居宅介護支援事業所への介護予防ケアプランの作成委託料であり、決算額は2,063万3,000円、前年度比で1,089万5,000円の減であります。

次に、主要な事業について説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。

一般会計分となりますが、上から２つ目の白丸の生活環境対策費につきましては、主に清掃センター施設周辺住民との公害防止協定などに基づく業務に要したものであり、黒丸の上から２つ目の公害防止等に関する会議等の開催につきましては、定期的に稼働状況及び環境測定結果の報告などを行ったものであります。

次の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断につきましては、舞川清掃センター、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様の健康診断などを実施したものであります。

12ページをお開き願います。

上から２つ目の白丸の一般廃棄物処理施設整備理解促進事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に関し、住民説明会の開催や広報紙の作成配付により住民の理解促進を図ったものであります。

次の火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の運営費及び施設設備の維持補修費であり、釣山斎苑及び千厩斎苑の火葬炉補修工事を実施したものであります。

施設の利用実績につきましては、18ページ、19ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

２つ飛びまして、ごみ焼却施設管理費につきましては、一関清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、燃焼設備等整備、排ガス処理設備整備などを実施したものであります。

13ページをお開き願います。

リサイクルプラザ管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、破碎設備の整備などを実施したものであります。

次のリサイクルプラザ管理費（繰越明許費）につきましては、施設の定期整備工事などを令和５年度から令和６年度にかけて行ったものであります。

１つ飛びまして、ごみ収集運搬事業費につきましては、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを委託により収集したものであります。

大東清掃センター分も同様であります。

次の廃棄物処理施設モニタリング事業費につきましては、廃棄物処理施設から発生した廃棄物の放射性物質濃度測定を専門業者に委託して実施したものであります。

14ページをお開き願います。

ごみ焼却施設管理費につきましては、大東清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、燃焼設備等整備、排ガス設備整備などを実施したものであります。

次のリサイクル施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、受入供給設備整備、破碎設備整備などを実施したものであります。

1つ飛びまして、舞川清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

次の指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受け保管管理している指定廃棄物であるベントナイトシートについて、空間線量率測定を実施したものであります。

15ページとなりますが、放射性物質汚染廃棄物処理事業費につきましては、指定廃棄物の指定の解除となったベントナイトシートなどの廃棄物を処分したものであります。

次の花泉清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持管理の経費であります。

なお、花泉清掃センターについては、埋立容量の上限に達したため、令和4年7月に埋立てを終了したところであります。

次の東山清掃センター管理費の経費についても同様であります。

ごみ処理施設及び最終処分場の施設の概要につきましては、20ページ、21ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価事後調査、立木伐採及び造成工事などを実施したものであります。

次のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費（通次繰越）につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価及び環境影響評価事後調査などを実施したものであります。

16ページをお開き願います。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費（繰越明許費）につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備に係る建設用地の購入及び物件移転補償などを実施したものであります。

次の一般廃棄物最終処分場整備事業費につきましては、一般廃棄物最終処分場整備に係る生活環境影響調査、実施設計及び建設用地の購入などを実施したものであります。

次の一般廃棄物最終処分場整備事業費（通次繰越）につきましては、一般廃棄物最終処分場整備に係る生活環境影響調査及び実施設計を実施したものであります。

次の一般廃棄物最終処分場整備事業費（繰越明許費）につきましては、一般廃棄物最終処分場整備に係る用地測量を実施したものであります。

1つ飛びまして、し尿処理施設管理費につきましては、一関清掃センターのし尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、定期整備工事などを実施したものであります。

17ページとなりますが、一番下の白丸のし尿処理施設管理費につきましては、川崎清掃センターのし尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、定期整備工事などを実施したものであります。

22ページをお開き願います。

(2)のアは、ごみ搬入量実績であります。

令和6年度の搬入量の合計は3万1,707.51トン、前年度比で1,076.61トンの減であります。

23ページから27ページまでは、種類別のごみ搬入量実績であります。

28ページをお開き願います。

カは、資源物の搬出状況であります。

令和6年度の搬出量の合計は3,048.29トン、前年度比で156.25トンの減であります。

29ページをお開き願います。

キは、最終処分場埋立量であります。

令和6年度の埋立量の合計は3,449.81トン、前年度比で180.60トンの減であります。

32ページをお開き願います。

(2)のアは、し尿・浄化槽汚泥の搬入量であります。

令和6年度の搬入量の合計は6万8,078.51キロリットル、前年度比で2,193.8キロリットルの減となっております。

なお、環境測定値につきましては、30ページ、31ページ、33ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

いずれの施設におきましても、国の基準を下回っているところであります。

以上が一般会計の決算であります。

37ページをお開き願います。

次に、介護保険特別会計事業勘定分となりますが、上から2つ目の白丸の一般介護予防等事業費につきましては、訪問型サービス事業、通所型サービス事業及び一般介護予防事業について、構成市町に委託し実施したものであります。

38ページをお開き願います。

包括的支援事業費につきましては、1つ目の黒丸となりますが、地域包括支援センター業務の委託について、社会福祉法人、医療法人及び一関市病院事業に委託して実施しているところであり、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護などを実施したものであります。

次の任意事業費につきましては、1つ目の黒丸となりますが、任意事業について構成市町への委託により、認知症サポーター養成講座、配食・給食サービス、家族介護支援事業などを実施したものであります。

39ページとなりますが、1は介護保険料の賦課及び収納状況であります。

(1)の調定額から(4)の収入未済額及び不納欠損の事由別内訳を、それぞれ特別徴収、普通徴収、滞納繰越の区分ごとに説明をいたします。

特別徴収は、(1)の調定額28億2,884万1,600円に対し(3)の収納率は100%であります。

普通徴収は、(1)の調定額2億3,310万100円に対し(2)の収入済額は2億1,677万200円で、(3)の収納率は92.84%であります。

滞納繰越分は、(1)の調定額2,914万1,300円に対し(2)の収入済額は533万3,500円で、(3)の収納率は18.1%、(4)の不納欠損額は1,071万5,800円であります。

なお、不納欠損の事由につきましては(5)のとおりであり、生活困窮が87.3%、所在不明が3.1%、死亡による相続放棄などが7.7%、転出が1.9%であります。

43ページをお開き願います。

4は、介護保険事業計画と実績の比較であります。

総合計で申し上げますが、計画値の152億7,824万3,000円に対し給付実績は149億9,249万3,000円であり、実績割合は98.1%であります。

以上が介護保険特別会計事業勘定の決算であります。

45ページをお開き願います。

次に、介護保険特別会計サービス勘定分となりますが、介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営で2,426件、居宅介護支援事業所への委託が4,903件、合計7,329件の作成管理などを行ったものであります。

以上が介護保険特別会計サービス勘定の決算であります。

次に、財産に関する調書について説明を申し上げます。

決算書の74ページ、75ページをお開き願います。

1の公有財産の土地及び建物については、新一般廃棄物最終処分場の建設用地の取得により土地が13万1,001平方メートルの増となっております。

また、大東清掃センター旧排水処理施設を老朽化に伴い、行政財産としての用途を廃止して解体したことにより、建物が11.70平方メートルの減となっております。

2の物品については、令和6年度中の増減はございません。

76ページをお開き願います。

3の基金につきましては、財政調整基金の年度末現在高が3億1,232万8,000円、介護給付費準備基金の年度末現在高が8億6,917万6,692円であります。

以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議 長（千田恭平君） これより質疑を行います。

決算認定議案でありますので、一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は45分以内としますので、御留意願います。

沼倉憲二君の質疑を許します。

沼倉憲二君の質疑は、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 第1号の一般会計決算から何点か質疑をします。

まず、主要な施策の成果に関する説明書の12ページ、14ページのごみ焼却施設管理費についてです。

今回の決算によりますと、3款3項1目一関清掃センター費2億2,500万円ほどの補修等、それから3款3項2目大東清掃センターが同じような内容で2億5,600万円ほどの補修等の決算が計上されております。2つの施設の補修費が焼却設備、あるいは排ガス処理設備、受入供給設備という3つの項目で多額に上っておりまして、今後新しい施設の稼働が令和12年8月と約5年後に延びましたことから、現在の施設がいつ休止になってもおかしくないという説明でここ何年か来ておりますけれども、令和6年度の補修等の概要、先ほど申し上げた補修の概要と今後5年間の修繕についてどのように対応するのか、年間約5億円程度の費用がかかっておりますので、そ

の辺の対応についてお伺いします。

それから、一関、大東の施設がいずれも老朽化が進んでいるという状況です。先ほど申し上げましたように、担当部門のほうからはいつ使えなくなってもおかしくない大変危険な状況であるという説明を受けておりますので、万が一、施設が使用できなくなった場合の不測の事態への対応はどのように考えているかお伺いします。

次に、13ページ、14ページの3款3項1目、2目のごみ収集運搬事業費についてお伺いします。

約2億3,000万円の決算が計上されておりますけれども、資源ごみの収益の取扱いがどのようなになっているかお伺いします。

それから資源のリサイクル回収事業、各地域の自治会等で回収している現況ですけれども、業者に売却している事例と自治会等が自治会の費用にしている、そういう事例との関連はどのようなになっているかお伺いしたいと思います。

次に、16ページの3款3項6目一般廃棄物最終処分場整備事業費の中で、通次繰越を含めて生活環境影響調査委託料が1,500万円という決算でございますけれども、調査項目とその結果についてお伺いします。

また、あの地域に貴重な鳥などの存在の調査は今回の委託業務の中に含まれているのかどうかお伺いします。

次に、認定第2号の介護保険特別会計について何点か質問いたします。

特に主要な施策の成果に関する説明書の36ページ、37ページの2款1項1目介護サービス費が約138億円、それから3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費が4億円、大変な多額の額が決算計上されておりますけれども、前年度はそれぞれ136億円、あるいは2億円、そういう決算でございましたけれども、令和6年度のサービス利用の違いや傾向は前年度と比べてどのようなになっているか、大きな傾向等についてお伺いします。

それから、令和6年度の介護ニーズに対する課題は、決算をしてみてどのような課題が残っているか今回質疑したいと思います。

以上でございます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、まず、ごみ焼却施設管理費についてであります。令和6年度の一関清掃センター及び大東清掃センターのごみ焼却施設設備の補修状況についてであります。日常点検や焼却施設休止時に行う詳細点検の結果を踏まえ、焼却炉の施工メーカーからの助言などを参考にして策定した施設整備計画に基づき、燃焼設備等整備については耐火レンガ積替えなどの焼却炉耐火物の補修、排ガス処理設備整備については設備の外装部分であるケーシングの補修、受入供給設備整備についてはピット内の搬入ごみを炉内に投入するためのクレーンの整備などを実施したところであります。

新処理施設稼働までの対応については、一関清掃センター及び大東清掃センターのどちらの施設も老朽化しているため、これまでとは異なる大きなトラブルが発生することも予想されます。不具合箇所の早期発見と早期修理、点検結果を踏まえた施設整備計画における補修箇所の見直しなどを行い、効果的に施設の機能を維持してまいりたいと考えております。

次に、不測の事態への対応についてであります。施設が長期間休止となる事態が発生した場合、休止期間の日数により処理できないごみの量が変わることから、段階的な対応を想定しております。

第1段階として、施設の1つが休止し、その日数が比較的短い場合は、一関清掃センター、または大東清掃センターの相互融通による処理、第2段階として、休止期間が長期に及ぶ場合、または両施設が同時に休止となる場合は、近隣自治体へ処理を委託することを想定しております。

次に、ごみ収集運搬事業費についてであります。資源ごみの収益の取扱いについて、令和6年度における計画収集で収集した資源ごみ並びに一関清掃センター及び大東清掃センターに持ち込まれた資源ごみは、各清掃センターでさらに種類を分けたり一定の大きさに押し固めたりした上で、指名競争入札などにより選定した業者と単価契約を締結し、売払いを行って得た収益を諸収入として計上しております。この売払収入は、各清掃センターリサイクル施設の管理費などの一般財源として充当しているところであります。

次に、自治会などが行っている集団回収と組合が行っている計画収集の関係についてですが、構成市町では資源の有効利用及びごみの減量に資することを目的に、地域の自治会などで集団回収した資源のごみの量に対し報奨金や助成金を交付しております。

この事業は組合が実施しているものではございませんが、構成市町が地域のごみの資源化を推進することで集積所に出されるごみの減量化が進み、ごみの収集に係る作業員の負担の軽減やごみの分別の徹底につながっていくものと捉えているところであります。

次に、一般廃棄物最終処分場整備事業費についてであります。建設予定地周辺の生活環境に支障がないことを確認するため、令和5年度から令和6年度にかけて実施した生活環境影響調査の調査項目は、大気質、騒音、振動、臭気、水質、地下水、この6項目であり、その調査結果は各項目とも施設の稼働後も生活環境保全上の目標を達成すると見込まれており、施設整備を進める上で新たに環境保全対策を講じる必要がないことが確認されたところであります。

次に、貴重な鳥の存在の調査についてのお尋ねであります。今回実施いたしました生活環境影響調査においては、動植物に関する調査は実施していないところであります。

次に、介護サービス費及び介護予防・生活支援サービス事業費と令和5年度と令和6年度の比較と傾向についてであります。介護サービス費について、居宅介護サービスについては利用者の延べ人数は令和5年度の15万6,595人に対し令和6年度は15万7,210人で615人の増であり、保険給付額は令和5年度の56億8,536万円に対し令和6年度は57億330万円で1,794万円の増となっております。

傾向としては、訪問介護や訪問看護、居宅療養管理指導など訪問型のサービス利用が増加傾向となっております。

地域密着型サービスについては、利用者の延べ人数は令和5年度の1万5,280人に対し令和6年度は1万5,390人で110人の増であり、保険給付額は令和5年度の27億6,324万円に対し令和6年度は27億1,078万円で5,246万円の減となっております。

傾向としては、地域密着型通所介護の利用者数が増えたことから地域密着型サービスの利用者数は増加傾向となっておりますが、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する1事業所の廃止があったことや地域密着型介護老人福祉施設の利用者数が減少したことから、保険給付費は減少傾向となっております。

施設サービスについては、利用者の延べ人数は令和5年度の1万9,466人に対し令和6年度は1万9,533人で67人の増であり、保険給付額は令和5年度の52億2,236万円に対し令和6年度は54億796万円で1億8,560万円の増となっており、利用者及び保険給付額は増加傾向となっております。

介護予防・生活支援サービス事業費については、利用者の延べ人数は令和5年度の2万4,446人に対し令和6年度は2万4,650人で204人の増であり、保険給付額は令和5年度の4億238万円に対し令和6年度は4億2,768万円で2,530万円の増となっており、訪問型サービスと通所型サービスともに利用者数及び保険給付費は増加傾向となっております。

介護ニーズに対する課題ではありますが、介護保険では介護サービスと介護予防サービスの2つのサービスがございまして、この2つを合わせて介護保険サービスと申し上げますが、組合管内の介護保険サービス事業所において、39種類ある介護保険サービスのうち37種類の介護保険サービスを提供しており、ケアプランを作成する介護支援専門員などから介護保険サービスの種類や介護サービス事業所の不足について組合に対して要望は寄せられていないところであります。

以上であります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、再質疑いたします。

まず、清掃センターの補修の中身の説明がありましたけれども、いろいろ専門家のアドバイスを受けて補修していると思います。実際この補修をやっている方は清掃センターの職員の方でしょうか。

議長（千田恭平君） 菅原一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（菅原彰君） 実際に補修工事等に携わっておりますのは業者になります。職員ではないということになります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） なぜ聞いたかと言いますと、補修するのは職員ではないけれども、ある程度今施設は直営で行っている、そういうことではないかと思えますけれども、その方式が現在の新しい施設ができた場合、委託になってしまいますので、それが継続になるのかどうか、その辺の取組をお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新しい施設につきましては包括的な委託ということで、定期的な補修についても委託業者で実施していただくということになってございます。現在の施設は直営とはいえながらも、運転業務については委託をしており、その補修箇所につきまして施工業者などの意見も聞きながら補修箇所を特定し、職員が設計業務などを行いながら入札をし、補修業者を決定し、補修を行っているという状況であります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 現在、清掃センターが持っている補修等のノウハウ、これが新しいところには引き継がれる、全部運営を委託するという説明ですけれども、その辺のノウハウは継続される、そういう見込みなのでしょうか。

議長（千田恭平君） 決算ですので。

13 番（沼倉憲二君） お答えできる範囲でいいです。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 基本的には新しい施設ということで、ものも変わってきますので、その施設の状況、今の施設は施工してからかなり経過しているというものの対応と、整備してすぐのものとの補修というのは基本的には整備内容というのは異なってくると思いますので、ノウハウが完全に継承されなくても支障がなく運営ができるものというように捉えております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 次に、不測の事態への対応ということで、小規模の場合は2つの清掃センターでやり取りするという話ですけれども、たしか大東清掃センターでは一定の制限があったような、地域との約束があったと思いますけれども、そのような事態が生じなければいいのですけれども、実際そういう地域の団体との取り決めの内容もあったかと思いますが、その辺はどのような内容になっていますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 取り決めの内容についてははっきりしたものが今手元にございませんが、ただ、基本的には大東清掃センターであれば、東地区管内以外のものを持ち込む場合は地元への協議を行う必要があるということになっておりますので、仮に相互融通を行う場合については地元との協議を経た上でということになるかと思っております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、3点目のごみ収集関係の収益の取扱いに関連しまして、これは資源ごみを有効に活用して収入を見込むということで、市町でやっている回収事業はいいですし、あとは地元でやっている自治会の取組も、いずれ収入先が別にしても有効活用という点では非常にいい取組だと思っておりますけれども、管内で発生している資源ごみがこの2つの方法で回収している以外に、こういった回収事業による収益の発生というのはないのでしょうか、その辺お伺いします。

議長（千田恭平君） 菅原一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（菅原彰君） 管内で資源ごみの収集についてですけれども、主なものは組合のほうで行っている各ごみステーションに出されたものの回収、あとは地域でやっている有価物の集団回収というのがありますし、そのほかに民間のスーパーとか量販店とかで行っている店舗回収というのがあります。そちらのほうも資源物の回収の分については大きなウエートを占めているのではないかとこのように捉えているところであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、最終処分場の生活環境影響調査、5項目で結果は問題ないというような説明がありましたけれども、今いろいろなこういう環境調査の中で貴重な鳥の保存というのが非常に重要な項目になっていきますけれども、今回調査は行っていないという話ですけれども、調査をする計画はないのかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 西山総務管理課長。

総務管理課長（西山朋志君） 貴重な鳥の存在の調査を行うのか、そういう計画はないのかというお尋ねでございしますが、動植物の調査を伴う環境影響評価を実施する必要がありますのは、岩手県の環境影響評価条例において調査が義務づけられている場合があります。これは事業の用途によって分かれておりますけれども、一般廃棄物最終処分場を整備する場合にあっては、埋立ての面積が5ヘクタール以上の規模の施設である場合が動植物調査を行う必要があるとされております。組合が計画しております新一般廃棄物最終処分場の埋立面積は約1.96ヘクタールということでありまして、面積の要件で県の条例には該当しないものであります。こういったことから動植物調査を行う計画はございません。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 今の内容を確認しますけれども、そうすると県の条例ですと対象面積が5ヘ

クタール以上でしたら対象になると。今回計画している面積が1.9ヘクタールですか、したがって、調査はしないというような、そういう中身かどうか確認します。

議長（千田恭平君） 西山総務管理課長。

総務管理課長（西山朋志君） そのとおりでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 次に、介護保険の決算から1点お伺いしたいと思います。

先ほど介護サービスの利用の説明の中で在宅分野のサービスの利用が介護サービスも、それから予防のほうでも増えてきている傾向にあるというお話がありました。これはある面で施設から在宅へという方向から言って増えるのはやむを得ないかと思えますけれども、特に訪問介護ヘルパーなど、市内で令和6年度にはたしかヘルパーを深夜でも、あるいは1日何回まででしたか、そういう利用ができるというような説明があったかと思えますけれども、この介護サービスの中でそういう深夜での利用を行っているサービスの実績はあるものかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 及川介護保険課長。

介護保険課長（及川久美子君） 夜間のサービスについてでございますが、現在のところ、介護の分のサービスを行っている事業所はないところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 確認しますけれども、訪問介護というか、訪問ヘルパーの事業が始まる時に、たしか24時間サービスが供給できるというような説明があって、深夜の場合はこういうサイクルだという説明があって各事業体に取り組んでいると思えますけれども、現在の体制はそういうサービスが供給できる体制にあるのかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 及川介護保険課長。

介護保険課長（及川久美子君） 現在においては、そのようなサービスが提供できるような状況にはないところでございます。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認定第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立多数。

よって、認定第1号は、認定されました。

次に、認定第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、認定第2号は、認定されました。

議長（千田恭平君） 日程第9、議案第6号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）及び日程第10、議案第7号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第6号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は1億7,800万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億8,342万7,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費1億7,800万9,000円を増額いたしました。また、歳入につきましては、財産収入216万1,000円、繰越金1億7,584万8,000円増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第7号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、令和6年度保険給付費の精算に伴う国県支出金の返還金及び令和6年度決算剰余金の計上など、サービス勘定においては、令和6年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額は4億2,318万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を170億2,602万1,000円といたしました。また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は269万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,628万6,000万円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第6号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず歳出について説明いたします。

予算書の8ページをお開き願います。

2款1項1目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、令和6年度決算剰余金を積み立てるものであります。

これにより、財政調整基金の令和7年度末残高は前年度末に比べ2,801万7,000円増の3億4,034万5,000円ほどとなる見込みであります。

次に、歳入について説明いたします。

4款1項財産運用収入及び7款1項繰越金につきましては、説明しました歳出に係るものであります。

次に、議案第7号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）に

ついて、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について御説明いたします。

予算書の12ページをお開き願います。

4款1項1目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、令和6年度保険給付費などの精算により生じた保険料などを積み立てるものであります。

これにより、介護給付費準備基金の令和7年度末残高は前年度末に比べ5,620万8,000円増の9億2,538万5,000円ほどとなる見込みであります。

6款1項1目諸支出金の介護給付費負担金等精算返還金、地域支援事業交付金精算返還金、保険料軽減強化分担金精算返還金及び事務費分担金精算返還金につきましては、令和6年度保険給付費及び地域支援事業費などの精算により生じた国県支出金及び構成市町分担金を返還するものであります。

過年度保険料還付金につきましては、過年度の保険料の還付金が見込みより多かったものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

戻りまして、10ページをお開き願います。

4款2項国庫補助金、5款1項支払基金交付金及び7款1項財産運用収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

11ページとなりますが、8款2項サービス勘定繰入金につきましては、サービス勘定の令和6年度決算剰余金を繰り入れるものであります。

9款1項繰越金につきましては、令和6年度決算剰余金であります。

次に、サービス勘定の歳出について御説明をいたします。

16ページをお開き願います。

2款1項1目事業勘定繰出金につきましては、令和6年度決算剰余金を事業勘定に繰り出すものであります。

歳入についてであります。2款1項繰越金につきましては、令和6年度の決算剰余金を計上するものであります。

議案第6号及び議案第7号の補足説明は以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

初めに、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（千田恭平君） 管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第59回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和6年度決算並びに令和7年度補正予算等の議案について、慎重なる御審議を賜りましたことに対しまして御礼を申し上げます。

私は、決算は組合運営に対する評価が問われるもので、大変重要なものであると認識をしております。

令和6年度においても、一関市及び平泉町が当組合において共同処理することとした一般廃棄物処理並びに介護保険等の事務について、構成市町と連携しながら実施をしてまいりました。

一般廃棄物処理においては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場の整備に向けた取組、介護保険においては、高齢化に伴い増加している要介護者の適切で円滑な認定及び保険給付等により介護サービスの推進を図ってきたところであります。

本日、ここにその取組の成果である決算につきまして、議会の認定をいただきましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重な御意見、御提言につきましては、しっかりと受け止め、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第59回定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 第59回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、令和6年度一般会計及び介護保険特別会計決算など、当局提案6件の議案について、終始慎重かつ熱心に審議をいただき、全て議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より御礼申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて直面する課題について当局の考えをただし、議論を深めていただいたところでありますが、各議員から開陳されました提言等につきましては、今後の広域行政組合運営において十分に重きを置かれ検討されるよう望むものであります。

また、本定例会では、新最終処分場建設予定地とされている千厩字北ノ沢の撤回を求める請願書について、請願審査特別委員長から審査結果の報告がなされ、本会議の採決においても同様の結果となったところでありますが、当局におかれましては今後も地域住民の皆様に対し丁寧な説

明を重ね、信頼関係をしっかりと築きながら事業の推進を図られるようお願いのものです。

広域行政組合の業務は、衛生事業、介護保険事業ともに住民生活に密着しているからこそ、市民、町民皆様の御理解、御協力が不可欠であり、当局とともに我々議員も説明責任を果たすべく、今後一層努力してまいらねばならないと思うところであります。

結びに、今定例会の運営に御尽力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、挨拶といたします。

議長（千田恭平君） 以上をもって、第59回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3 時45分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 猪 股 晃

一関地区広域行政組合議会議員 那 須 勇

一関地区広域行政組合議会議員 小野寺 道 雄